第5次　下関市
男女共同参画基本計画

【素案】

令和9（2027）年3月

下　関　市

目 次

第1章 計画の策定にあたって……1

1 計画策定の背景と趣旨……1
2 計画の位置付け……2
3 計画の期間……2

第2章 下関市における男女共同参画の現状……3

1 統計データからみる現状……3
(1)人口等の現状……3
(2)就業等の現状……5
2 市民意識調査からみる現状……8
(1)男女の地位の平等感について……8
(2)家庭生活について……9
(3)就労について……12
(4)男女間の暴力について……14

第3章 第4次計画に基づく施策の進捗評価……17

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発……17
基本目標Ⅱ 社会における女性の活躍の推進(第２次下関市女性活躍推進計画)……19
基本目標Ⅲ 家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進……22
基本目標Ⅳ 男女間の暴力を許さない社会の実現(第３次下関市DV対策基本計画)……25

第4章 計画の基本的な考え方と基本目標……27

1 計画の基本理念……27
2 基本目標……28
3 計画の体系……32

第5章 計画の内容(施策の展開)……34

基本目標Ⅰ 誰もが尊重され、自分らしく暮らせる社会の実現……34
重点項目1 男女共同参画についての理解を深める啓発の推進……34
重点項目2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実……36
基本目標Ⅱ 誰もが希望や能力に応じて活躍できる社会の実現
(第３次下関市女性活躍推進計画)……38
重点項目1 施策・方針決定過程における男女共同参画の推進……38
重点項目2 働く場における女性の活躍の推進……39
重点項目3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進……42

重点項目4　男性の意識と職場環境の改革……44
基本目標Ⅲ　誰もが健康で豊かな暮らしを送れる社会の実現……46
重点項目1　家庭、地域における男女共同参画の推進……46
重点項目2　健康に生活するための支援の充実……49
基本目標Ⅳ　誰もが安心して暮らせる社会の実現……52
重点項目1　男女間の暴力防止に関する意識啓発の推進
（第４次下関市DV対策基本計画）……52
重点項目2　相談体制の充実及び被害者の保護（第４次下関市DV対策基本計画）……54
重点項目3　被害者の自立支援（第４次下関市DV対策基本計画）……56
重点項目4　DV対策推進体制の整備（第４次下関市DV対策基本計画）……57
重点項目5　困難な問題を抱える女性等への支援の充実
（下関市困難な問題を抱える女性支援基本計画）……58

第6章　計画の推進にあたって……61

1　推進体制の充実……61
2　関係機関、市民、関係団体等との連携、協働……61
3　計画の進捗状況管理・評価……61

第1章　計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、国際社会の取組と連動しながら、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

令和 5（2023）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）」が施行されるとともに、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）」が制定される等、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が進められています。

また、女性活躍推進法の改正により、男女間賃金差異や女性管理職比率の公表義務の拡充等、職場における実質的な男女平等の実現に向けた施策も強化されています。

令和 8（2026）年 3 月には、「第 6 次男女共同参画基本計画」が策定され、山口県においても「山口県第 6 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

この度、「第 4 次下関市男女共同参画基本計画」の計画期間が令和 8（2026）年度で終了することから、計画の進捗状況を把握するとともに、令和 6（2024）年度に実施した「下関市男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」及び「下関市男女共同参画に関する事業所アンケート（以下、「事業所アンケート」という。）」の結果をもとに見直し及び検証を行い、「第 3 次下関市女性活躍推進計画」「第 4 次下関市 DV 対策基本計画」及び「下関市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を包含する形で、「第 5 次下関市男女共同参画基本計画」を策定しました。これからも、本計画を推進することにより、人口減少や少子高齢化といった本市を取りまく様々な問題に向き合い、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に基づく、「市町村男女共同参画計画」にあたります。

本計画のうち「基本目標Ⅱ」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」を包含します。

「基本目標Ⅳ」のうち重点項目 1～4 は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」を包含します。

「基本目標Ⅳ」のうち重点項目 1～5 は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」を包含します。

また、本計画は、上位計画である「第 3 次下関市総合計画」における第 7 章第 3 節「人権意識の醸成、男女共同参画・多文化共生の推進」に沿って策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 9（2027）年度から令和 13（2031）年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢の変化等への対応のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

※男女共同参画に関する用語の説明については、〇ページ以降の「用語解説」にまとめて掲載しています。また、必要に応じて用語の解説（●）を掲載しています。

第2章　下関市における男女共同参画の現状

1　統計データからみる現状

(1)人口等の現状

①人口減少と少子高齢化

本市では、人口減少が進行しており、今後もその傾向が続くと見込まれます。あわせて、高齢化率が上昇しています。また、晩婚化・未婚化の進展等に伴い令和 6(2024)年度の出生数は1,211人、令和 5(2023)年度合計特殊出生率は 1.22%となり、人口を維持するために必要とされている指標(2.07)には達していません。

こうした人口構造の変化を踏まえ、女性と男性が共に地域を支えることを前提とした地域づくりが重要です。

【人口の推移(下関市)】

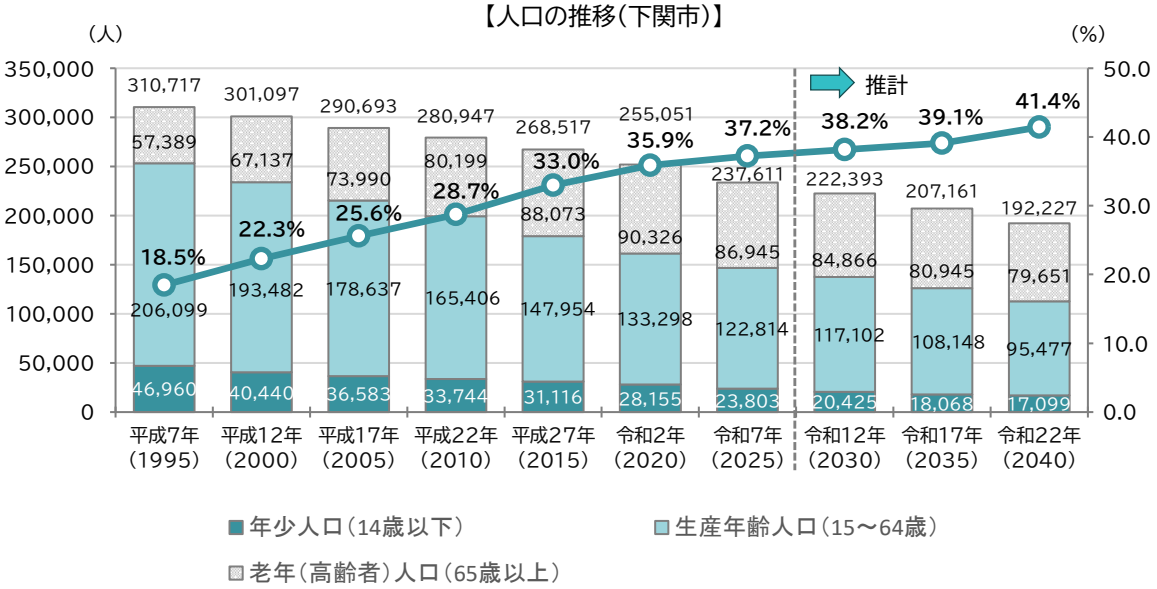

出典:平成7年～令和7年国勢調査
令和 12 年～国立社会保険保障人口問題研究所推計値(各年 10 月1日)

【出生数と合計特殊出生率の推移(下関市)】

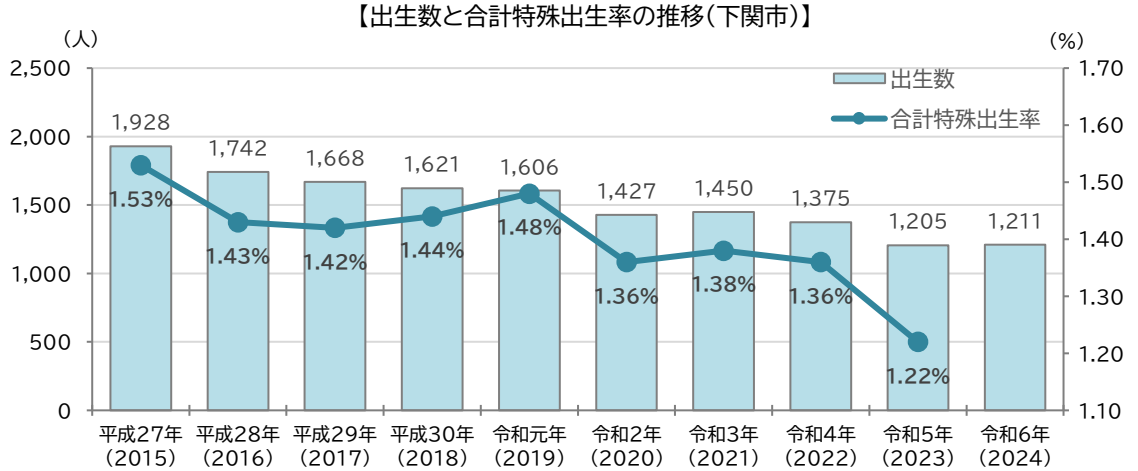

出典:出生数　人口動態統計、合計特殊出生率　下関市保健医療政策課算出値

②人口流出

若い世代を中心に市外への人口流出が進んでいます。転出者数に占める 10～20 代の割合は約 5 割台を維持しており、大学進学や就職等を機に、市外へ転出する若年層が多いことがうかがえます。

【転出者数に占める若年層（10～20代）の割合（下関市）】

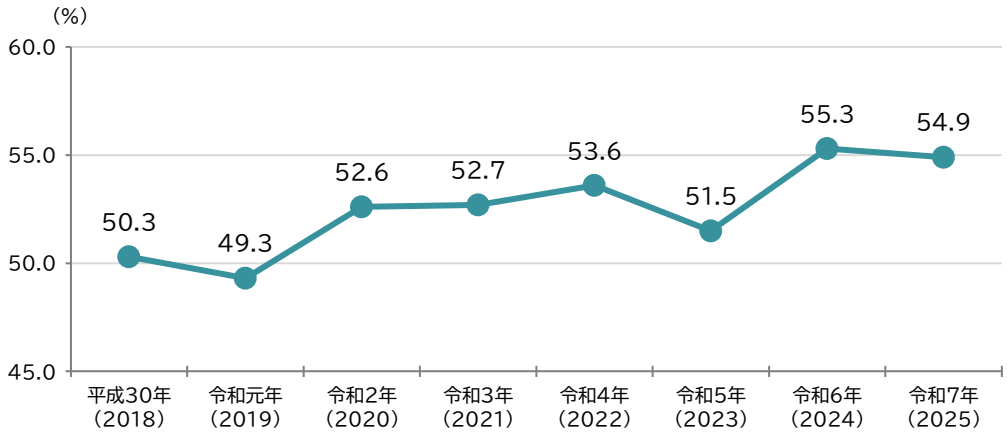

出典：住基本台帳人口移動報告

③家族形態の多様化

家族類型別世帯数の割合の推移をみると、「単独世帯」が年々上昇するのに対し「夫婦と子から成る世帯」が年々下降しています。家族形態の多様化が進むことで、近年では、事実婚や同性パートナーシップ等、多様な家族・パートナーシップのあり方も広がっています。

従来の世帯モデルを前提とした支援では対応が難しい場面も見られ、個々の状況に応じた柔軟な支援の必要性が高まっています。すべての人が尊重され、安心して生活できる環境の整備が重要です。

【下関市の家族類型別世帯数の割合】

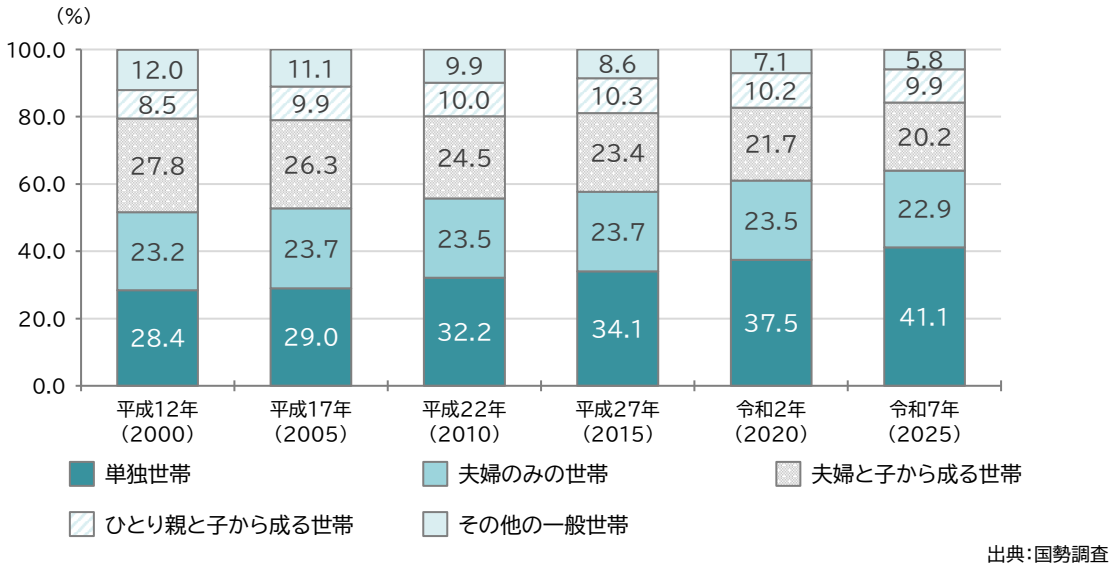

出典：国勢調査

(2)就業等の現状

①女性の労働力率

長年、女性の出産・育児期に労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」が課題とされてきましたが、近年は緩和の傾向が見られます。一方で、全国的に女性の正規雇用比率が出産・育児期に低下する「L 字カーブ」が新たな課題となっています。L 字カーブは、女性が育児期に雇用の安定を失いやすい状況が続いていることを示しています。就業機会の拡大にとどまらず、雇用の質の向上を図ることが重要です。

【下関市の女性の労働力率の推移】

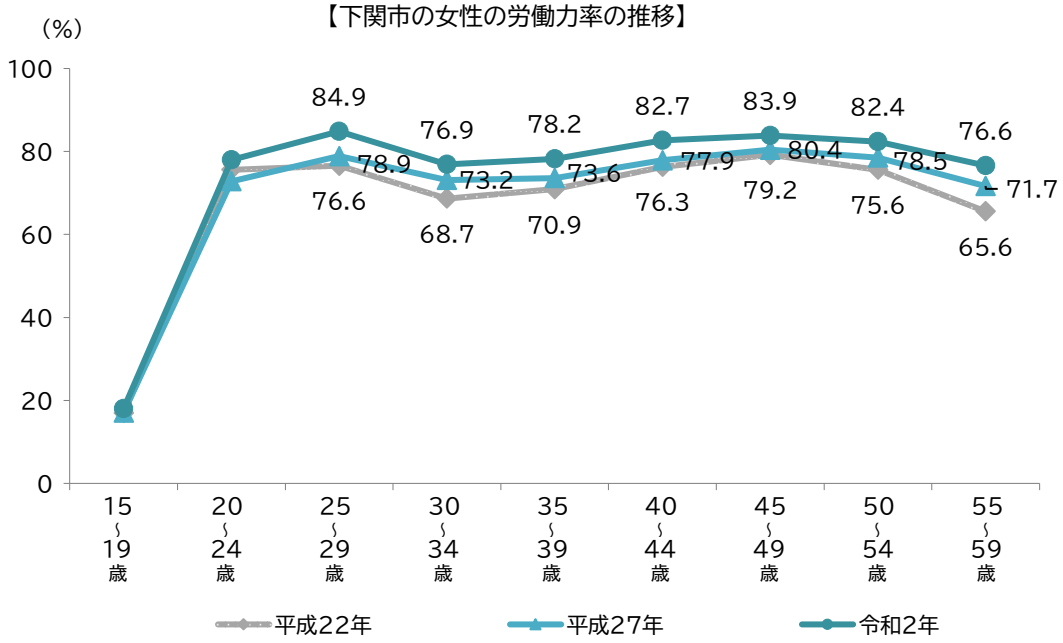

出典:国勢調査

【正規雇用比率(山口県)】

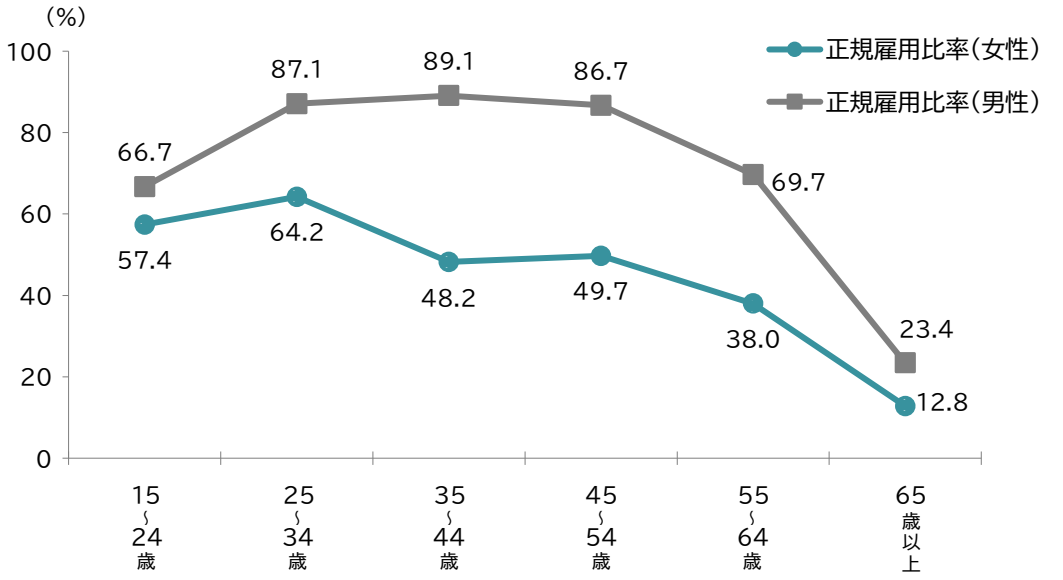

出典:就業構造基本調査(令和４年)

②一般労働者の給与額の推移

山口県の所定内給与額の推移をみると、男性に比べて女性の給与額は低い状況が続いています。この背景には、女性において非正規雇用の割合が高いことに加え、職種や役職の違い、就業継続の難しさ等、複数の要因があると考えられます。

【一般労働者の給与額の推移(山口県)】

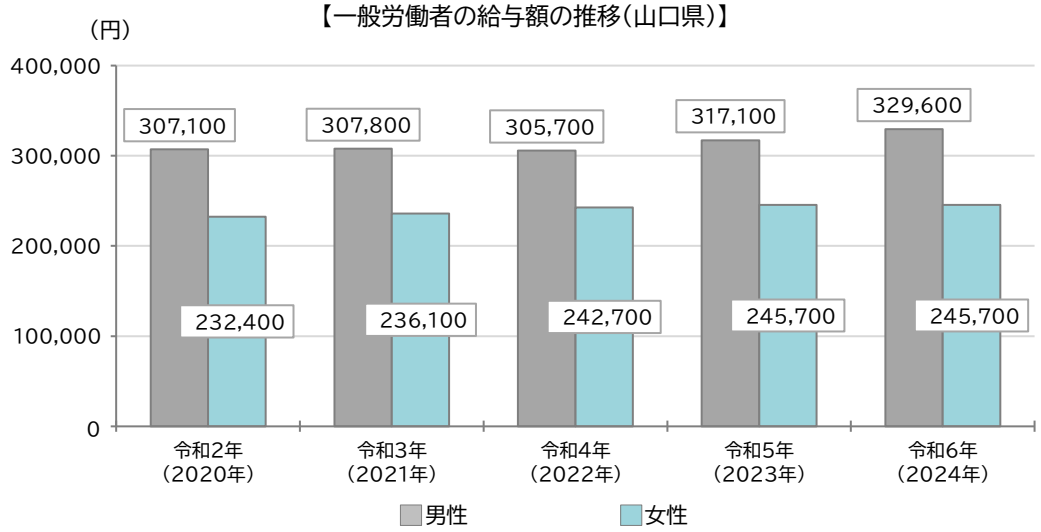

出典:賃金構造基本統計調査

③共働き率の上昇

下関市の共働き率の推移をみると、年々上昇傾向となっており、令和 2(2020)年では、69.7%となっています。このように共働きが社会の一般的な姿となった一方で、家事・育児・介護等の負担は依然として女性に偏る傾向にあります。そのため、性別を問わず、共に家庭責任を担う「共働き・共育て(=とも家事)」の実現が、本市においても喫緊の課題となっています。

【下関市の共働き率】

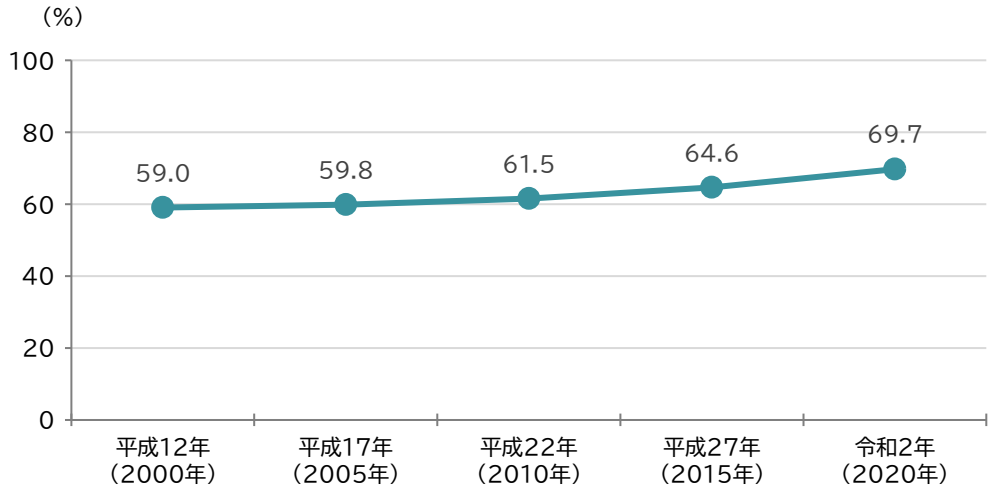

出典:国勢調査

④男女で異なる健康課題

女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きな影響を受けるという特性があり、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに留意する必要があります。

女性の就業率の高まりを踏まえ、妊娠・出産期、更年期等のライフステージごとの課題に応じた支援が必要です。

【女性特有、男性特有の病気の総患者数】

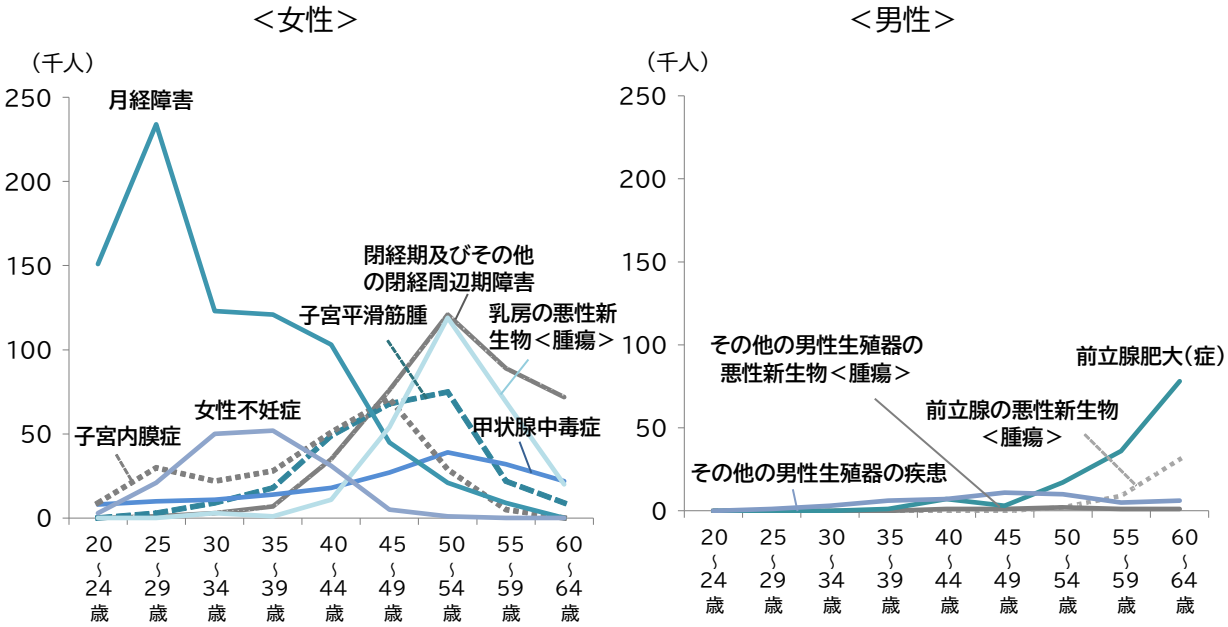

出典：厚生労働省「令和5年患者調査」

2 市民意識調査からみる現状

(1)男女の地位の平等感について

①各分野における男女の地位の平等感

すべての項目において『男性優遇』との回答が、『女性優遇』との回答を上回っており、「政治経済活動の中で」「社会通念・慣習・しきたりなどで」「社会全体として」では、『男性優遇』が６割を超えています。

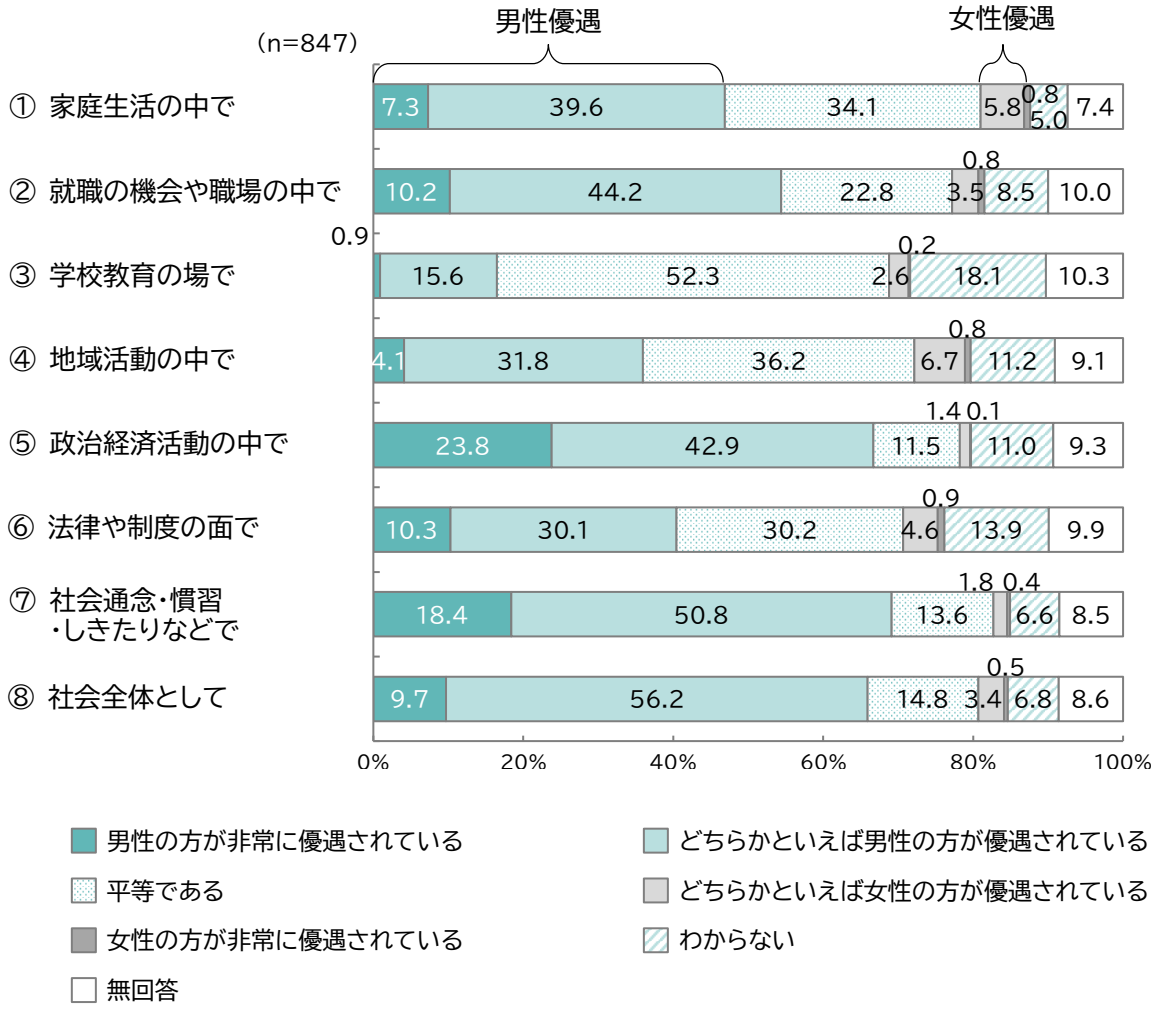

(2)家庭生活について

①「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、前回調査と比較すると、『賛成』との回答は徐々に低下し、『反対』との回答は徐々に上昇しています。

性別にみると、『賛成』との回答は男性が女性を 12.8 ポイント上回っており、男性において固定的性別役割分担意識が強い傾向が見られます。

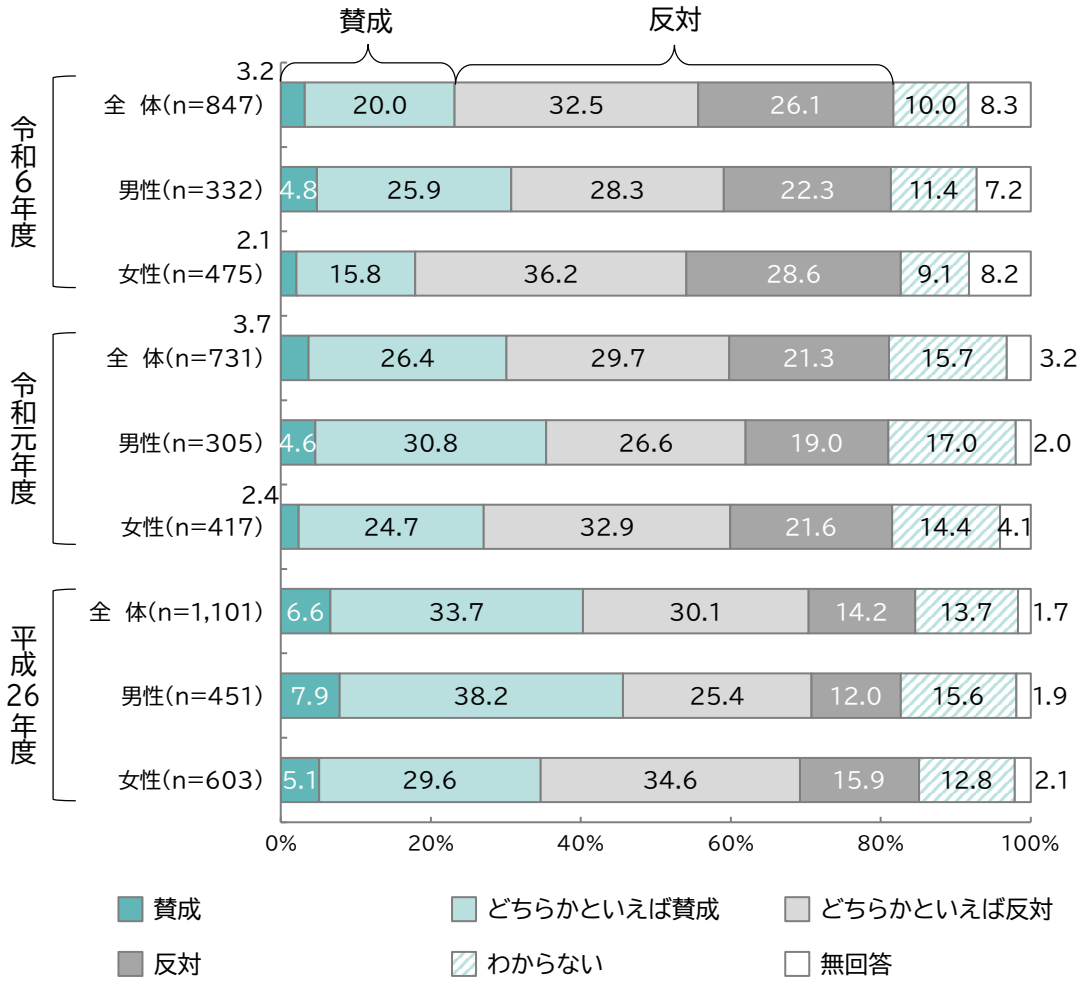

②家庭における役割分担について

家庭における役割分担について、『妻(女性)の担当』との回答は、「家計を支える(生活費を稼ぐ)」を除くすべての項目で、『夫(男性)の担当』との回答よりも高くなっています。

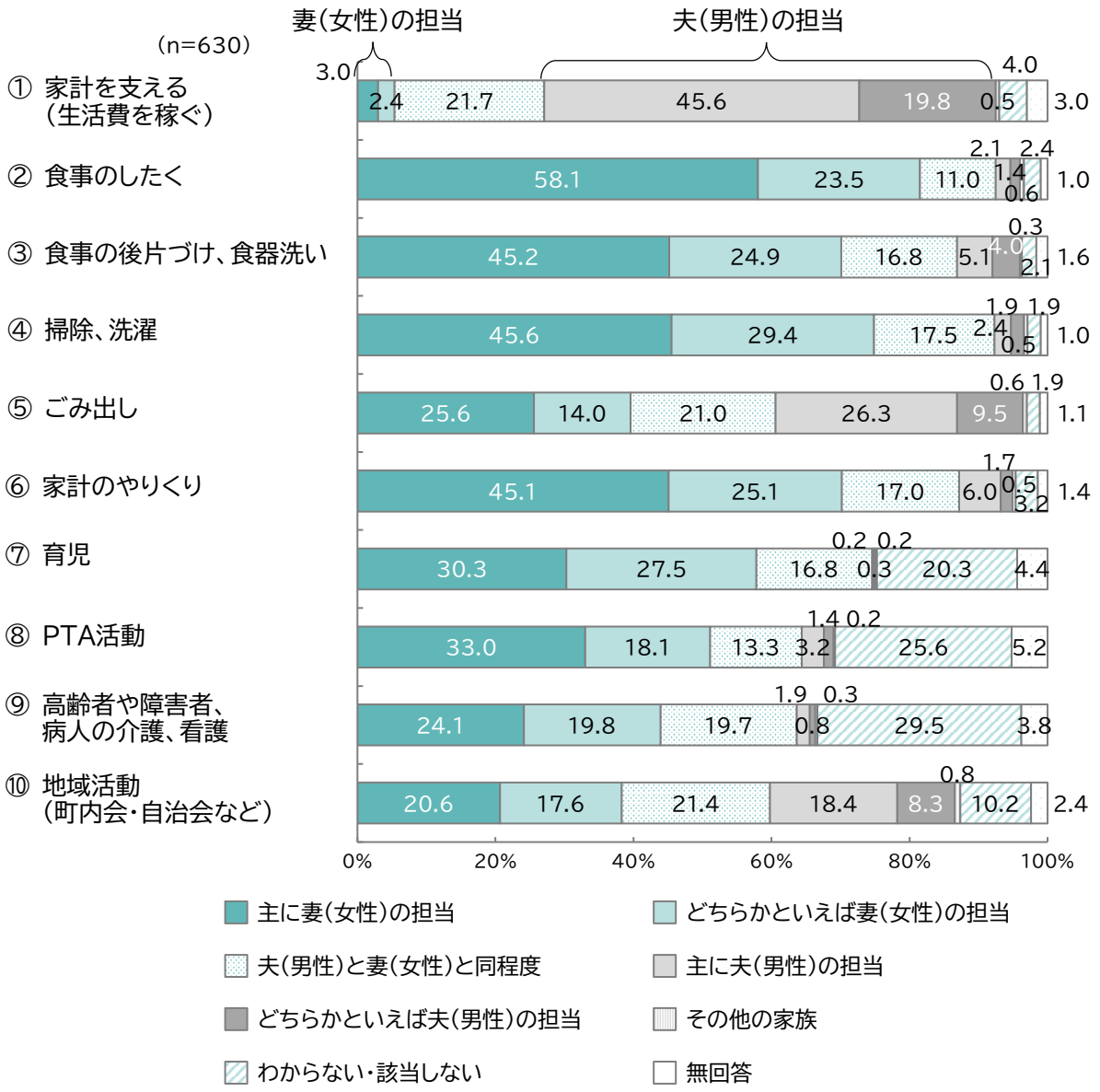

③家庭での高齢者介護について

家庭での高齢者介護を女性が担うことが多いと言われていることについて、「現状ではやむをえない」との回答が 22.9%となっています。

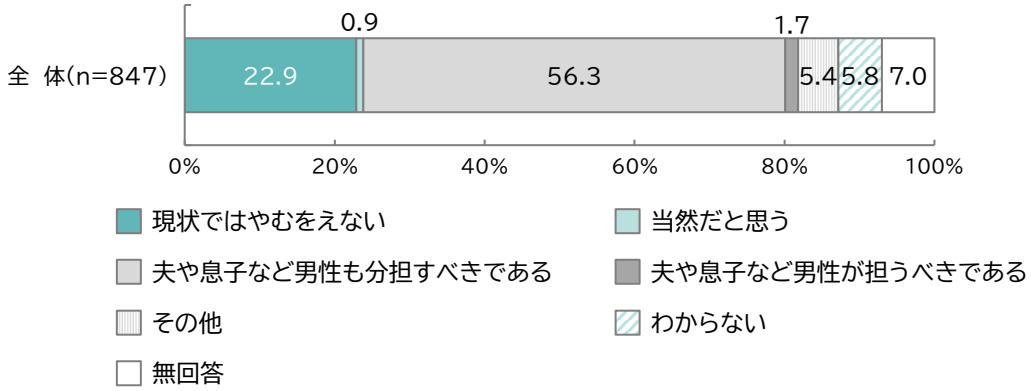

(3)就労について

①女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについて、「女性は結婚や出産にかかわらず、ずっと職業をもつ方がよい」との回答は、上昇傾向にあります。

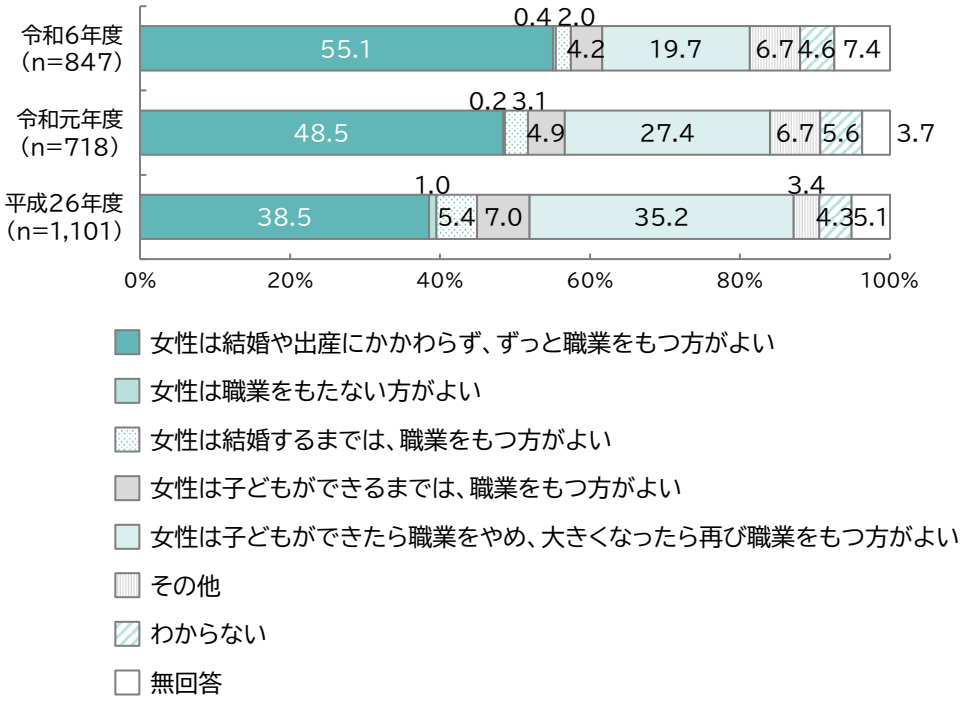

②女性が働き続ける上での問題

女性が働き続ける上での問題について、「家事や子育て、介護との両立が難しい」「育児休業や介護休業などの制度が不十分」「男性に比べて賃金が安く、職種も限られている」が高くなっています。

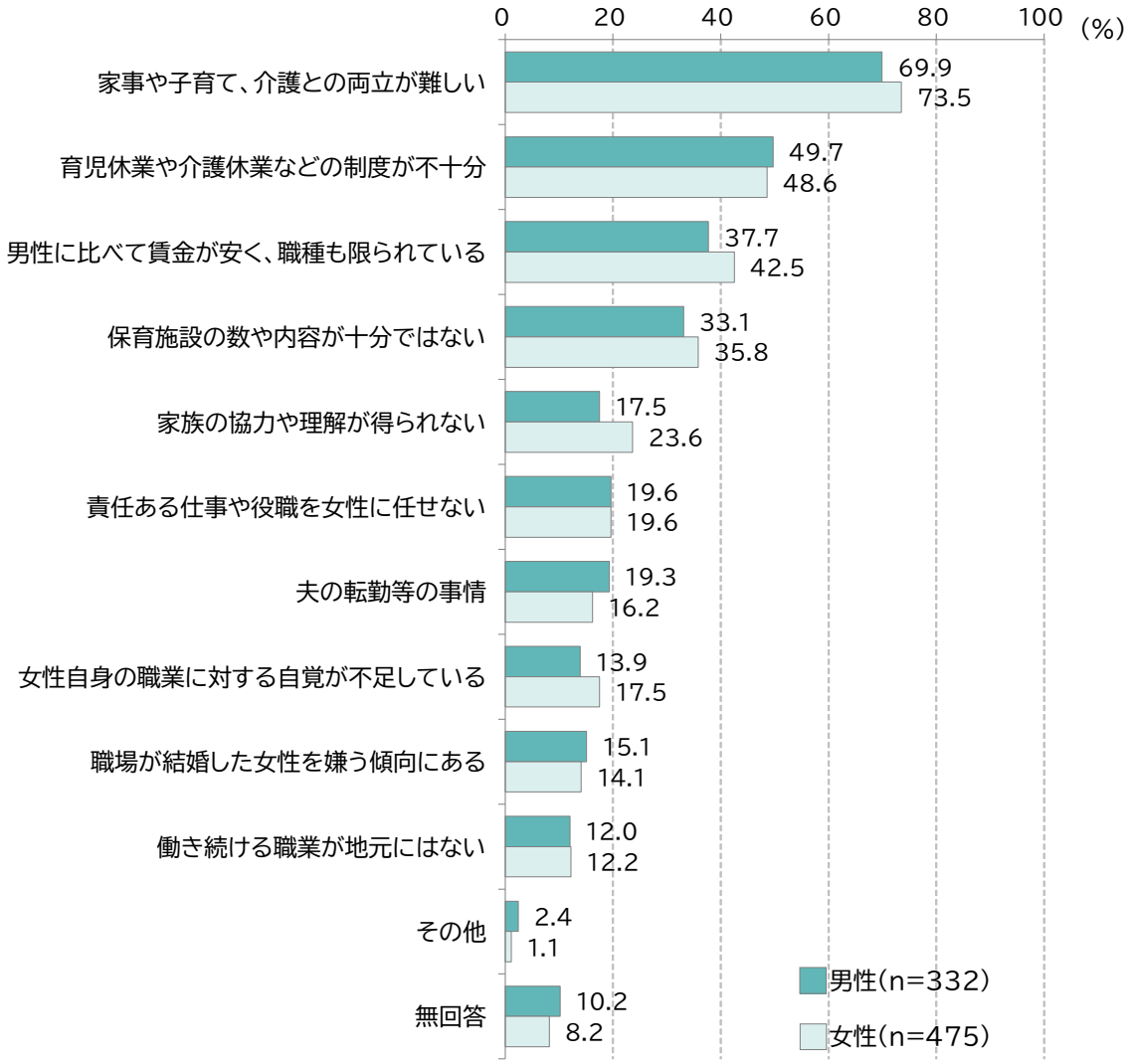

(4)男女間の暴力について

①男女間の暴力の認識について

「どんな場合でも暴力にあたると思う」との回答は、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」「刃物などを突きつけて、おどす」で８割を超え、「平手で打つ」「足でける」「いやがっているのに性的な行為を強要する」で７割を超えています。

「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」との回答は、「何を言っても長時間無視し続ける」が 28.7%で最も高くなっています。

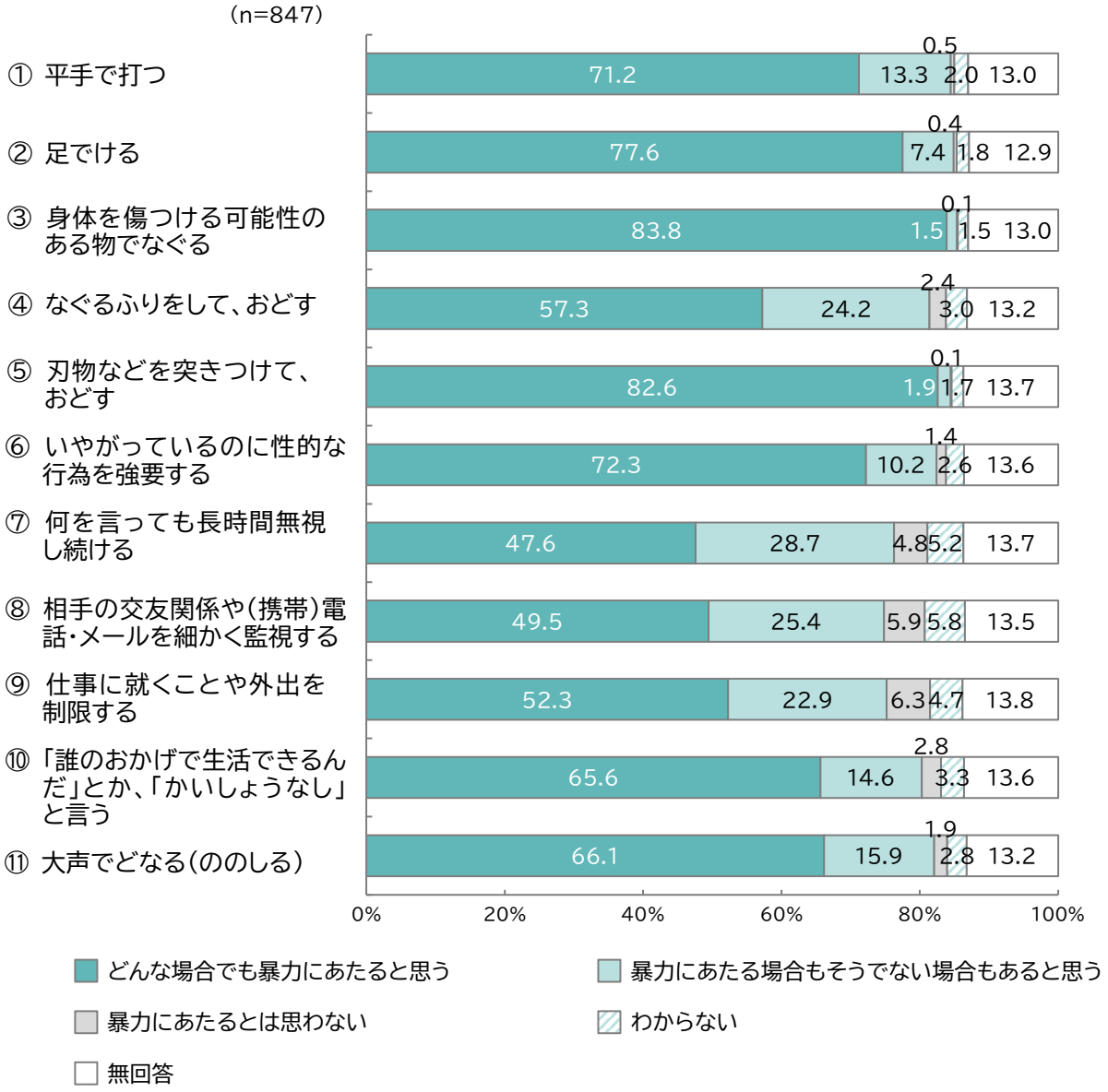

②配偶者やパートナー、親しい異性からの暴力の有無について

『暴力を受けたことがある』との回答は、身体的暴力が 13.4%、精神的暴力が 10.7%、性的暴力が 8.1%となっています。

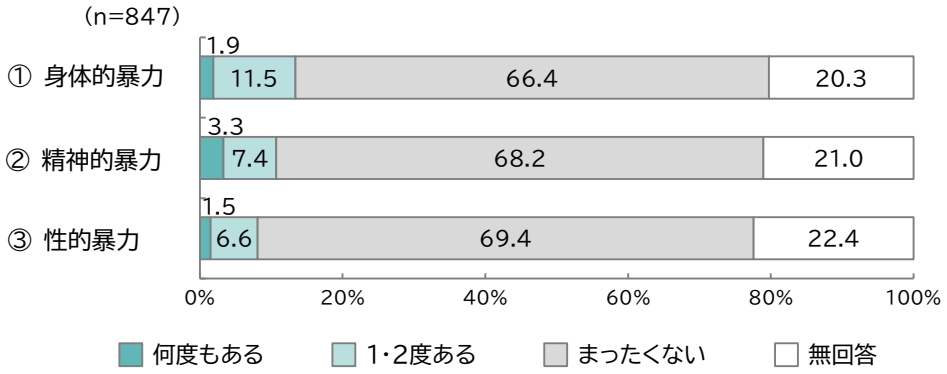

③暴力を受けた際の相談先について

「どこ(誰)にも相談しなかった」との回答が 45.1%と最も高くなっています。

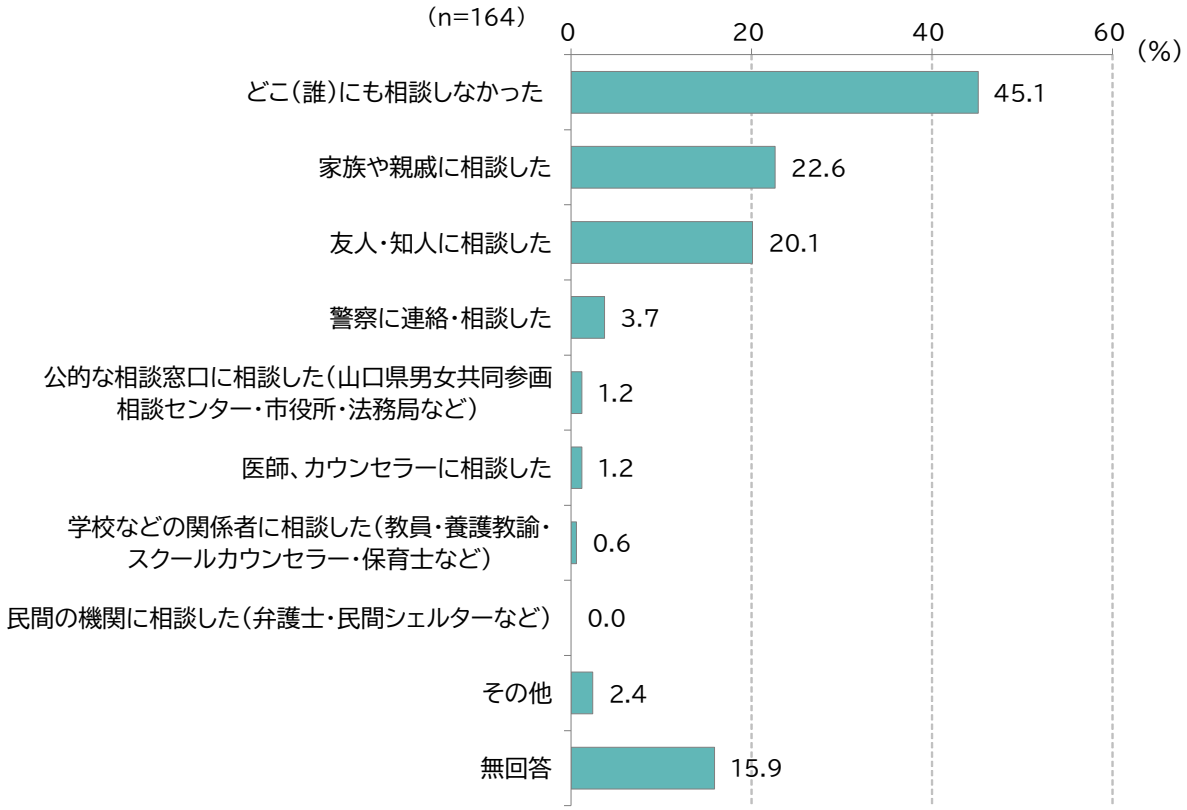

④相談窓口の認知度

「相談できる窓口を知らない」との回答が 31.9%となっており、認知度は十分とは言えません。

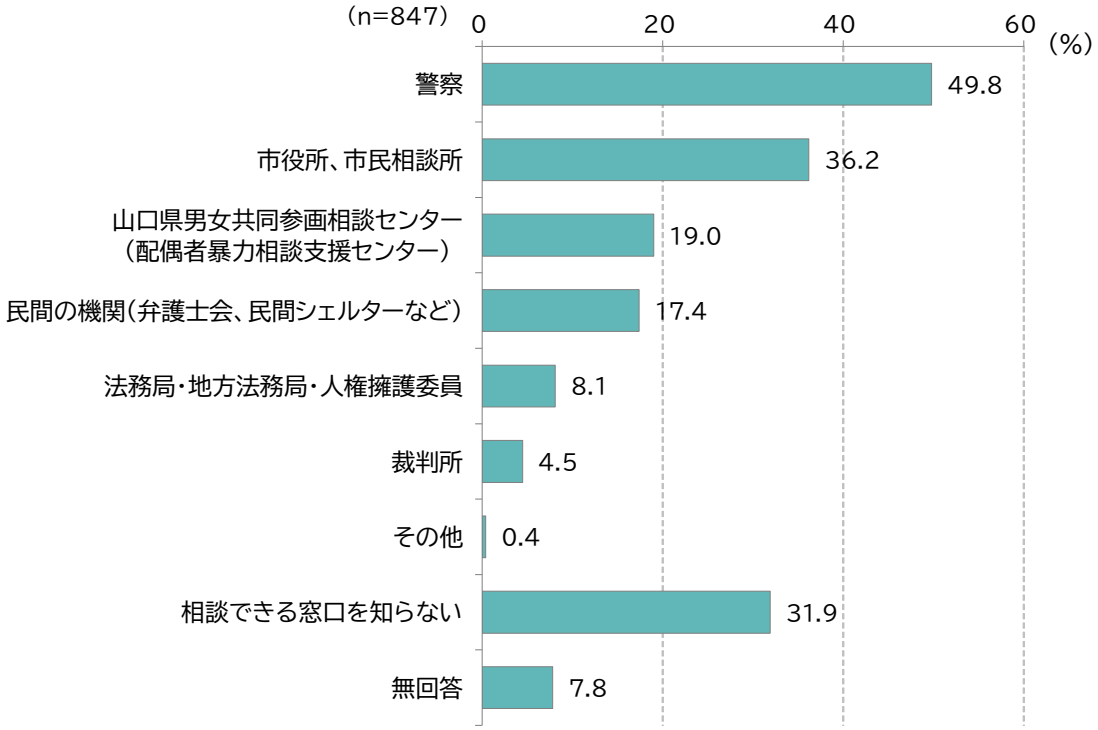

第3章　第4次計画に基づく施策の進捗評価

第４次計画において掲げた取組や指標について、基本目標ごとに達成状況を評価しました。

基本目標Ⅰ　男女共同参画意識の啓発

主な取組

人権・男女共同参画課

- 映画上映会、男女共同参画講座、ハッピーマイライフセミナー等、多様な啓発事業を実施し、幅広い層への意識啓発を行った。
- 男女共同参画週間等に講座、パネル展の開催、図書館に図書コーナー設置依頼を行い、来庁者・図書館利用者への意識啓発を実施した。
- 市報、情報紙「男女共同参画レター」及びラジオドラマ等により、多様な媒体で意識啓発を実施した。
- 本庁舎内の男女共同参画図書コーナーの運営により、利用者の関心を集め、図書の貸出を通じて男女共同参画に対する意識啓発を行った。
- 国・県の女性活躍推進情報の周知、国際女性の日のミモザ色ライトアップ（市内施設協力）等により情報発信を行った。
- 人権課題に関する講座や研修会を開催し、人権意識の向上を図った。
- LGBT に関するリーフレット配布、山口県パートナーシップ宣誓制度の HP 掲載等により、性の多様性の理解促進を図った。
- 国・県・関係機関からの男女共同参画関連情報を推進団体に随時提供し、チラシ・ポスター掲示による周知を行った。

幼児保育課

- 保育園等職員への研修、小中学校教員への年次研修（男女共同参画推進プログラム活用）を継続的に実施した。

教育研修課

- 全小中学校において、人権教育担当者を中心とした校内研修、社会科・道徳科での男女共同参画教育を実施した。
- キャリアパスポートの活用によるキャリア教育の推進、人権教育研修会での演習・協議を通じ、性別にとらわれない進路指導を実施した。

指標の達成状況

◎十分達成（100%以上） ○おおむね達成（99～80%） ●一部達成（79～60%） ▲未達成（59%以下）

指標名	前回値	現状値	第4次計画の目標値	
社会全体において男女平等と感じる人の割合（%）	16.0（R1）	⇩ 14.8（R6）	23.0	●
社会通念・慣習・しきりなどにおいて男女平等と感じる人の割合（%）	16.0（R1）	⇩ 13.6（R6）	19.0	●
学校教育の場において男女平等と感じる人の割合（%）	53.0（R1）	⇩ 52.3（R6）	61.0	○
固定的性別役割分担意識に賛成の人の割合（%）	30.1（R1）	⇩ 23.2（R6）	25.0	◎
男女共同参画社会の言葉の認知度（%）	49.0（R1）	⇧ 60.0（R6）	55.0	◎

課題と第５次計画におけるポイント

課題	第５次計画におけるポイント
男女共同参画に対する理解は進んでいるが、行動につながっていない	社会全体における具体的な行動変容につながる取組の強化
固定的性別役割分担意識が世代や性別によって根強く残っている	世代や立場の違いを踏まえた対象別・場面別の意識啓発の推進
性の多様性に対するさらなる理解促進が必要	性的マイノリティをはじめとした多様な人々への理解促進

基本目標Ⅱ　社会における女性の活躍の推進
（第２次下関市女性活躍推進計画）

主な取組

人権・男女共同参画課

- 審議会等の女性委員登用状況を調査し公表した。登用率は第4次下関市男女共同参画基本計画の目標値に達した。
- HP・講座・パネル展等で女性人材登録制度を周知し、登録者を講師として活用する等、制度の整備・活用を進めた。
- 国際女性の日イベント（イエローライトアップ等）、庁内ネットワークにより女性人材登録制度の周知を図った。
- 企業・団体向けに男女共同参画・ハラスメント防止の出前講座を実施した。
- 登録事業所にワーク・ライフ・バランスや新しい働き方に関する情報をメールで随時提供した。
- ハッピーマイライフセミナーを開催し、女性の就業能力向上を支援した。
- 審議会等における女性委員の登用率の向上のため、女性人材登録者に公募情報の提供を行った。

防災危機管理課

- 下関市防災会議に女性を登用し（32 名中 7 名）、女性の意見を取り入れた防災対策を推進した。
- 下関市地域防災計画へ女性の意見を反映した。

職員課

- 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、採用情報公表、職員アンケート実施等により女性職員の活躍を推進した。
- 職員手帳への制度掲載、行動計画への男性育休取得率向上の取組追加により、両立支援を推進した。

まちづくり政策課

- 各協議会の事業において女性の視点を活かすようアドバイスを行い、各地区で女性の視点が活かされた取組が進められた。

長寿支援課

- 市内 12 か所の地域包括支援センターで高齢者・家族からの相談に対応した（のべ 84,507 人）。

子育て政策課

- 病児保育や一時預かり等の多様な保育サービスを提供した。
- 放課後児童クラブにおいて、専用棟の新設等により利用定員数を拡充し、待機児童の解消を図りつつ、保護者の就労を支援した。

幼児保育課

- 保育園・認定こども園の利用定員を確保し、保育サービスを提供した。

産業立地・就業支援課

- 女性求職者向け就職説明会を開催し、地元企業とのマッチング機会を提供した。

  （女性求職者　参加者 50 名）

農業振興課

- 6 次産業化推進事業補助金、県との連携による女性起業グループ支援（39 グループ）を実施した。

指標の達成状況

◎十分達成（100%以上） ○おおむね達成（99～80%） ●一部達成（79～60%） ▲未達成（59%以下）

指標名	前回値	現状値	第4次計画の目標値	
政治・経済の場において男女平等と感じる人の割合（%）	14.5 (R1)	⇩ 11.5 (R6)	20.0	▲
法律や制度の面において男女平等と感じる人の割合（%）	30.3 (R1)	⇩ 30.2 (R6)	37.0	○
就職の機会や職場の中において男女平等と感じる人の割合（%）	20.0 (R1)	⇧ 22.8 (R6)	25.0	○
市の審議会等における女性委員登用率（%）	31.0 (R2)	⇧ 35.1 (R8)	35.0	◎
女性委員のいない審議会等の比率（%）	22.2 (R2)	⇩ 7.5 (R8)	0.0	○
市職員における女性管理職（一般行政職）の割合（%）	9.7 (R2)	⇧ 13.5 (R6)	13.0	◎
女性人材登録制度の登録者（人）	91 (R1)	⇩ 87 (R8)	105	○
女性人材登録者の審議会委員就任人数（のべ）（人）	16 (R1)	⇧ 24 (R8)	21	◎
家族経営協定文書締結数農家（件）	52 (R1)	⇩ 51 (R7)	70	●
家族経営協定文書締結数漁家（件）	5 (R1)	⇩ 2 (R7)	12	▲
農山漁村女性起業グループ数（件）	35 (R1)	39 (R7)	—	—
多様な保育の実施箇所数延長保育（箇所）	36 (R1)	⇧ 62 (R7)	36	◎
多様な保育の実施箇所数病児保育（病児・病後児対応型）（箇所）	4 (R1)	8 (R7)	5	◎
認可保育所の待機児童数（人）	8 (R1)	⇩ 0 (R7)	0	◎
放課後児童クラブ利用実人数（人）	2,349 (R1)	⇧ 2,511 (R7)	2,701	○
仕事と家庭生活、地域・個人の生活のバランスがとれていると感じる人の割合（%）	50.1 (R1)	⇧ 50.4 (R6)	54.0	○

課題と第５次計画におけるポイント

課題	第５次計画におけるポイント
政策決定や意思決定において女性の意見が届いていない可能性がある	意思決定の場への女性参画を計画的・継続的に進める仕組みづくり
女性活躍を支える人材育成や活躍の場の整備が不十分である	女性人材の育成・発掘と活用の仕組みづくり
家庭との両立や職場における評価・処遇の不平等が女性の活躍を阻む	キャリア形成を支える職場環境の整備と意識改革の推進

基本目標Ⅲ　家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進

主な取組

人権・男女共同参画課

- 講演会、映画上映会等を開催し、男女共同による家事・育児参画を促進した。
- 人権フェスティバル、各種講座等を通じて、地域団体へ人権及び男女共同参画の啓発を行った。

福祉政策課

- 自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援により生活困窮者の自立を支援した。
- 学習支援により貧困状況にある子どもを支援した。

保険年金課

- 自己負担金無料化とタイプ別受診勧奨により特定健康診査の受診率向上に努めた。

子育て政策課

- 子育て支援団体への研修会開催、子育てサークルへの保健師派遣により支援を実施した。
- ファミリー・サポート・センター（会員 1,166 人）等の相談体制を整備した。

こども家庭支援課

- 母子・父子自立支援員による相談対応を実施し、多様化・複雑化するひとり親家庭の課題に対応した。
- 下関市要保護児童対策地域協議会、ネットワーク部会研修会、個別ケース検討会議、ヤングケアラー支援研修を実施した。

保健医療政策課

- HIV 検査、クラミジア・梅毒検査、街頭啓発等により性感染症の正しい知識の普及を図った。

健康推進課

- 子宮がん検診、乳がん検診を実施し、無料クーポン券送付により受診率向上を図った。
- 公民館、子育て支援施設等の身近な場所で健康相談を実施した（利用者延べ1,909人）。
- 妊婦健康診査を実施し、妊婦の健康管理に努めた。
- 生後４か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児助言と情報提供を行った。
- 母親学級、両親学級を開催し、土曜日開催等参加しやすい体制を整備した。
- 母子健康手帳アプリ等での情報発信や、産後ケア事業を実施した。
- 不妊専門相談の実施、不妊治療費助成により経済的負担を軽減した。
- 精神科医によるこころの健康相談を実施し、適切な助言・指導によりこころの健康づくりを支援した。

教育研修課

- 全小中学校の家庭科授業において、性別に関わりなく家庭生活への主体的参画意識の育成を図った。
- 全小中学校で教科学習、保健指導、専門家講演会等により性に関する正しい知識と相互尊重の態度を育成した。

指標の達成状況

◎十分達成（100%以上） ○おおむね達成（99～80%） ●一部達成（79～60%） ▲未達成（59%以下）

指標名	前回値	現状値	第4次計画の目標値	
家庭において男女平等と感じる人の割合（%）	30.4（R1）	⇧ 34.1（R6）	42.0	○
地域活動の場において男女平等と感じる人の割合（%）	42.8（R1）	⇩ 36.2（R6）	43.0	○
がん検診の受診率　子宮がん（%）	15.2（H30）	⇧ 28.8（R5）	30.0	○
がん検診の受診率　乳がん（%）	7.0（H30）	⇧ 23.1（R5）	30.0	●

課題と第5次計画におけるポイント

課題	第5次計画におけるポイント
家庭や地域において固定的性別役割分担意識が残っている	家事・育児・介護を男女が共に担うことを前提とした意識づくりの啓発
男性の家事・育児・地域活動への参画が十分でない	男性の参画を後押しする実践的な取組の推進
健康課題を「個人の問題」として捉える意識が根強い	女性の健康に関する知識の向上や社会的関心の喚起

基本目標Ⅳ　男女間の暴力を許さない社会の実現
（第３次下関市DV対策基本計画）

主な取組

人権・男女共同参画課

- DV及びデートDV防止の講座、出前講座を開催し、市民への DV 理解促進を図った。
- 男女共同参画図書コーナーの設置や大学生へのパンフレット配布により広報活動を実施した。
- 男女共同参画週間にパネル展、女性に対する暴力をなくす運動期間にパープルライトアップ等の集中啓発を実施した。
- 出前講座・研修等によりハラスメント防止の啓発を実施した。
- デートDV等男女間暴力について、大学及び高校での講座開催により若年層への啓発を実施した。
- 広報、パネル展等を通じて相談窓口情報を市民に提供した。
- 庁内関係課との情報交換・協議により、DV 被害者支援の連携を強化した。

職員課

- 係長職以上の職員を対象にハラスメント研修を実施した。

生活安全課

- 自治会等が行う防犯活動への支援、暴力追放に係る啓発活動を実施した。

福祉政策課

- 分野横断的な体制の整備により早期発見・対応に努めた。
- 女性相談支援員への研修により相談対応力の向上を図った。
- 警察、県男女共同参画相談センター等との連携を継続した。
- 自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援により経済的自立を支援した。
- 公営住宅への優先入居等により DV 被害者の住宅確保を支援した。

指標の達成状況

◎十分達成（100%以上） ○おおむね達成（99～80%） ●一部達成（79～60%） ▲未達成（59%以下）

指標名	現状値	現状値	第4次計画の目標値	
どんなときでも暴力にあたる行為だと思う人の割合				
平手で打つ（%）	69.7（R1）	↑ 71.2（R6）	73.0	○
足でける（%）	78.8（R1）	↓ 77.6（R6）	84.0	○
身体を傷つける可能性のあるものでなぐる（%）	86.6（R1）	↓ 83.8（R6）	92.0	○
なぐるふりをして脅す（%）	57.9（R1）	↓ 57.3（R6）	60.0	○
刃物などを突きつけて脅す（%）	85.3（R1）	↓ 82.6（R6）	90.0	○
嫌がっているのに性的な行為を強要する（%）	78.1（R1）	↓ 72.3（R6）	83.0	○
何を言っても長時間無視し続ける（%）	48.9（R1）	↓ 47.6（R6）	54.0	○
相手の交友関係や（携帯）電話・メールを細かく監視する（%）	49.0（R1）	↑ 49.5（R6）	54.0	○
仕事に就くことや外出を制限する（%）	50.1（R1）	↑ 52.3（R6）	55.0	○
「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性なし」という（%）	63.6（R1）	↑ 65.6（R6）	69.0	○
大声で怒鳴る（ののしる）（%）	64.0（R1）	↑ 66.1（R6）	69.0	○
男女間の暴力について相談できる窓口を知らない人の割合（%）	27.1（R1）	↑ 31.9（R6）	25.0	○

課題と第5次計画におけるポイント

暴力・ハラスメントに対する正しい理解が十分に浸透していない	暴力を許さない意識づくりに向けた継続的な啓発の推進
被害を受けても相談につながらない心理的・環境的ハードルが存在している	相談・支援体制の見える化と安心して利用できる環境づくり
女性は様々な要因により複合的な困難を抱えることがある	予防から早期対応、自立支援までを一体的に進める仕組みづくり

第4章　計画の基本的な考え方と基本目標

1　計画の基本理念

男女共同参画社会の実現

本計画は、男女共同参画社会基本法にうたわれている「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成」を基本理念とします。

この理念に基づき、市民の理解と協働による取組のもと、一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に自立し、対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、個人の能力を活かして活躍することのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本目標Ⅰ

誰もが尊重され、自分らしく暮らせる社会の実現

～男女共同参画意識の啓発～

性別や年齢、価値観等の違いにかかわらず、誰もが尊重され、自分らしく暮らし、活躍できる社会の実現が求められています。

そのためには、市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、多様な生き方や考え方を認め合い、互いを尊重し合う意識を育むことが必要です。このことが、全ての市民が個性と能力を発揮できる社会の形成につながります。

依然として、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が、家庭、地域、職場等様々な場面に存在しています。こうした意識は、一人ひとりの能力や個性の発揮、生き方の選択に影響を及ぼすことがあるため、その解消に向けた理解促進と意識啓発を進めていく必要があります。

男女共同参画に関する理解を深めるため、性別や年齢を問わず幅広い市民を対象として、親しみやすく分かりやすい意識啓発を推進します。

また、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考えて主体的に社会のあらゆる分野に参画していくための教育・学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅱ

誰もが希望や能力に応じて活躍できる社会の実現

～社会における女性の活躍の推進～

性別にかかわらず、誰もが希望や能力に応じて活躍できる社会の実現が求められています。しかしながら、これまでの固定的な性別役割分担意識や慣習の中で、女性は家庭や子育てを優先することが期待される等、その能力を十分に発揮する機会が制約されてきました。

近年、女性の職業生活への参画は進んでいるものの、管理職や意思決定の場への参画は依然として十分とはいえない状況にあります。

そのため、女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮し、希望に応じて活躍できる環境づくりを進めるとともに、男女が共に責任を分かち合いながら、仕事と家庭生活等を両立できる環境を整えることが必要です。このことが、誰もが自分らしく活躍し、多様な視点や能力が生かされる社会の形成につながります。

施策や方針の決定過程において多様な意見が反映されるよう、政治、行政、企業、各種団体等における男女共同参画を推進するとともに、女性の参画拡大に取り組みます。

また、働く場においては、採用、配置、昇進等における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するとともに、管理職等への女性の登用促進やキャリア形成支援等、女性の活躍を推進するための取組を行います。

さらに、男女が仕事と家庭生活との調和を図りながら、それぞれの希望に応じた生き方や働き方を実現できるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進します。また、男性の家事・育児・介護への参画促進や職場環境の改善に向けた取組を進め、誰もが仕事と生活を両立しやすい環境づくりを推進します。

なお、基本計画Ⅱには、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づいた「第３次下関市女性活躍推進計画」を包含し、働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できるよう積極的な支援に取り組みます。

基本目標Ⅲ

誰もが健康で豊かな暮らしを送れる社会の実現

～家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進～

活力ある地域社会を創るためには、誰もが家庭や地域活動等において、対等な立場で参画し、個性や能力を活かして活躍するとともに、生涯を通じて健康で豊かな暮らしを送ることができる社会の実現が求められています。

そのため、一人ひとりの生活のあり方や健康に配慮しながら、家庭や地域において男女が共に責任を分かち合い、それぞれの個性や能力を発揮できる環境づくりを進めることが必要です。このことが、誰もが安心して暮らし、健康で豊かな生活を送ることのできる地域社会の形成につながります。

男女が共に家事や育児、介護に参画するとともに、子どもたちが家庭において男女平等の意識や家族を大切に思う気持ちを育み、健やかに成長できるよう、男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実を図ります。

また、地域活動やまちづくり、防災活動等の分野において、女性の視点が反映され、誰もが地域社会の担い手として活躍できる環境づくりを推進します。

さらに、生涯を通じた心身の健康づくりを支援するとともに、女性のライフステージごとの健康課題への理解促進や必要な支援の充実を図り、男女が共に地域で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅳ

誰もが安心して暮らせる社会の実現

～あらゆる暴力の根絶と困難を抱える女性等への支援～

配偶者・パートナー等からの暴力（DV）、性暴力、ストーカー行為、各種ハラスメント等のあらゆる暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者の尊厳を深く傷つけ、心身に深刻な影響を及ぼすとともに、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティ（SOGI）●への理解不足による差別やハラスメント、LGBTQ等の性的マイノリティ●の生きづらさも看過できません。

さらに、様々な困難や課題を抱える女性等の中には、社会的に孤立し、必要な支援につながりにくい状況に置かれている人もいます。とりわけ、複合的な課題を抱える場合には、相談先が分かりにくいことや、周囲に支援を求めにくいことなどから、困難が顕在化しにくい傾向があります。

このため、暴力やハラスメントを決して許さない意識の醸成を図るとともに、困難を抱える人が孤立することなく、安心して相談し、必要な支援を受けられる体制の充実を図ることが必要です。これは、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の形成につながるものです。

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力やハラスメントを容認しない意識啓発を推進するとともに、被害者が安心して相談できる体制の充実、安全の確保、自立に向けた支援を推進します。

また、複合的な課題や様々な困難を抱える女性等に対しては、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、必要な支援につなげる体制づくりを推進します。その際には、SOGIを含む多様性に配慮し、誰もが相談しやすい環境の整備に努めます。

なお、基本目標Ⅳには、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）に基づいた「第4次下関市DV対策基本計画」及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく「下関市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を包含し、あらゆる暴力の防止と被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を総合的かつ一体的に推進します。

●性的指向・ジェンダーアイデンティティ（SOGI）
性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。ジェンダーアイデンティティとは、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すもの。
●性的マイノリティ
同性に恋愛感情を持つ人、自分の性に違和感を覚える人、又は性同一性障害などの人々のことをいい、「セクシャルマイノリティ」「性的少数者」ともいう。

3 計画の体系

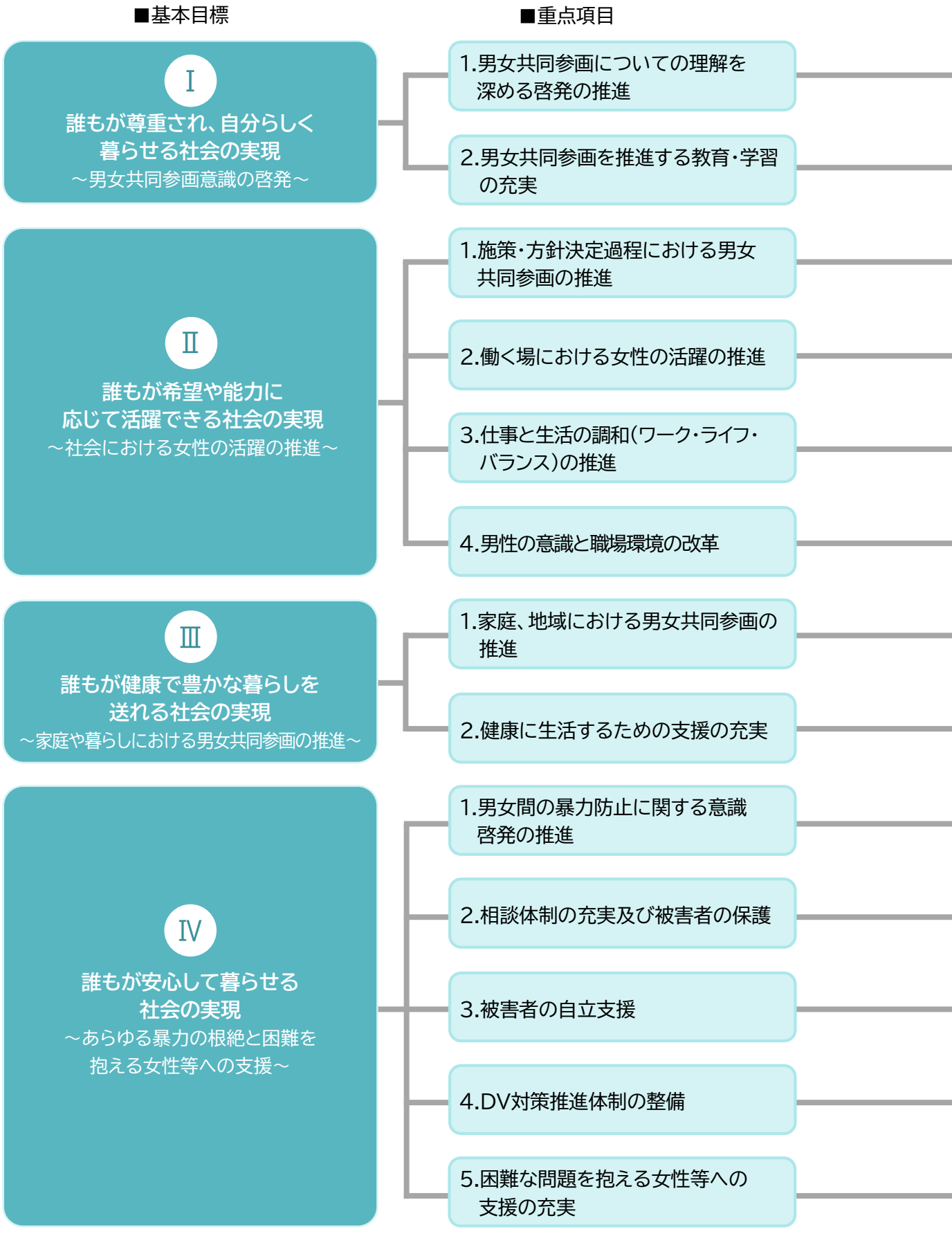
■基本目標
■重点項目
Ⅰ
誰もが尊重され、自分らしく暮らせる社会の実現
～男女共同参画意識の啓発～
1.男女共同参画についての理解を深める啓発の推進
2.男女共同参画を推進する教育・学習の充実
Ⅱ
誰もが希望や能力に応じて活躍できる社会の実現
～社会における女性の活躍の推進～
1.施策・方針決定過程における男女共同参画の推進
2.働く場における女性の活躍の推進
3.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
4.男性の意識と職場環境の改革
Ⅲ
誰もが健康で豊かな暮らしを送れる社会の実現
～家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進～
1.家庭、地域における男女共同参画の推進
2.健康に生活するための支援の充実
Ⅳ
誰もが安心して暮らせる社会の実現
～あらゆる暴力の根絶と困難を抱える女性等への支援～
1.男女間の暴力防止に関する意識啓発の推進
2.相談体制の充実及び被害者の保護
3.被害者の自立支援
4.DV対策推進体制の整備
5.困難な問題を抱える女性等への支援の充実

■施策の方向

（1）男女共同参画を推進するための広報・啓発の充実
（2）男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実

（1）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
（2）あらゆる分野で活躍するための教育・学習機会の充実

（1）市の施策・方針決定過程における男女共同参画の推進
（2）事業者や各種団体等の方針決定過程における女性の参画推進

（1）女性のチャレンジ支援の充実
（2）職場における雇用や待遇に関する啓発の推進
（3）農林水産業等における男女共同参画の推進
（4）女性活躍推進に取り組む企業への支援

（1）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進
（2）子育て支援・介護支援の充実

（1）経営者や管理職の意識改革の推進
（2）男性の意識改革の推進

（1）家庭生活における男女共同参画の推進
（2）地域活動における男女共同参画の推進
（3）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

（1）男女がお互いの心身を理解し尊重する取組の推進
（2）妊娠・出産等に関する健康支援の充実
（3）多様なライフスタイルに対応した男女の自立支援の推進

（1）DV 防止に向けた啓発の充実
（2）セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
（3）その他の男女間における暴力防止対策の推進

（1）相談窓口の周知の強化　（2）相談体制の充実
（3）被害者の安全確保　　（4）被害者等にかかる情報管理の徹底

（1）被害者の自立に向けた各種情報の提供
（2）被害者の自立に向けた各種生活支援

（1）関係部署、関係機関等との連携強化
（2）民間支援団体との連携強化

（1）困難な問題を抱える女性等に対する支援に関する周知、啓発
（2）相談体制の整備
（3）関係機関・民間支援団体との連携・協働

第5章　計画の内容（施策の展開）

基本目標Ⅰ

誰もが尊重され、自分らしく暮らせる社会の実現

～男女共同参画意識の啓発～

重点項目1　男女共同参画についての理解を深める啓発の推進

(1)男女共同参画を推進するための広報・啓発の充実

男女共同参画に関する市民の認識や理解を深め、誰もが尊重され、多様な生き方を認め合う意識を醸成するため、親しみやすく分かりやすい広報・啓発活動を積極的に推進します。

特に、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場において、男女共同参画の視点に立った啓発に努めます。

また、SNS 等を含む多様な手法を活用し、若い世代をはじめ幅広い市民に対して効果的な情報発信を行うとともに、市民が男女共同参画について主体的に学ぶことができるよう、図書・資料等の情報提供の充実に努めます。

さらに、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくりを推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①講演会、講座等により、男性や若い世代を含むあらゆる層への意識啓発を行う。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 関係課	継続
②男女共同参画週間等を中心とした啓発を行う。	人権・男女共同参画課	継続
③男女共同参画の視点に配慮した市広報や刊行物を作成する。	広報戦略課 関係課	継続
④男女共同参画に関する図書・資料を整備し、閲覧・貸出しを行う。	人権・男女共同参画課 関係課	継続
⑤ボランティア通訳の登録を推進するとともに、研修会を開催する。	国際課	継続
⑥姉妹友好都市との交流を図る。	国際課 文化振興課	継続
⑦各学校における国際理解を深める学習及び平和学習の充実を図る。	教育研修課	継続
⑧地域において多文化共生の意識啓発を行う。	国際課	継続

(2)男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実

男女共同参画に関する市民の意識や事業所の実態を把握するため調査を実施し、男女別・年代別等のデータを分析・公表するとともに、市の施策へ反映します。

また、男女共同参画協議会を開催し、男女共同参画基本計画に係る意見を施策に反映するとともに、計画の実施状況について市民に公表します。

具体的取組	所管課	実施区分
①市民、事業者等を対象として、男女共同参画に関する意識や実態についての調査を行う。		
・「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施	人権・男女共同参画課	継続
・事業者・団体対象の男女共同参画に関する取組についての調査の実施		
②男女共同参画基本計画に係る施策の実施状況について、ホームページ等で公表する。	人権・男女共同参画課	継続
③女性の活躍推進に係る国・県の動向や取組について情報収集し、市民へ提供する。	人権・男女共同参画課	継続
④男女共同参画センターの設置について、他市の状況を調査し、研究を行う。	人権・男女共同参画課	継続

重点項目2　男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(1)男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

子どもの頃から、一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人を尊重し、男女共同参画の理念について理解を深めることができるよう教育の充実を図ります。また、子どもたちが性別にとらわれることなく、自らの個性や能力、適性を理解し、多様な生き方や価値観を尊重しながら主体的に進路を選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育●を推進します。

そのため、教職員や保育士等が男女共同参画や人権尊重についての理解を深め、子どもたちへの教育に生かすことができるよう、研修等の取組を行います。

具体的取組	所管課	実施区分
①各学校において、男女共同参画に関する教育を行う。	教育研修課	継続
②性別にとらわれない進路指導及び相談体制を構築し、キャリア教育の充実を図る。	教育研修課	継続
③教職員・保育士等に対する研修を実施する。	幼児保育課 教育研修課	継続

●キャリア教育
子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育。

(2)あらゆる分野で活躍するための教育・学習機会の充実

性別にかかわらず自らの能力や個性を発揮し、様々な分野で主体的に活躍できるよう、人権尊重の意識を高めるとともに、男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

また、女性が社会のあらゆる分野に参画し、希望する生き方や働き方を実現できるよう、スキルアップやリーダー育成に向けた学習機会及び情報提供の充実を図ります。

さらに、性の多様性をはじめとする様々な人権課題について学ぶ機会の提供や啓発を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①人権教育・男女共同参画に関する各講座を開催する。	人権・男女共同参画課 生涯学習課	継続
②女性のスキルアップやリーダー育成を図るためのセミナー開催や研修への派遣を行う。	職員課 人権・男女共同参画課	継続
③各種団体との連携や支援により、学習の機会を提供する。	まちづくり政策課 人権・男女共同参画課 生涯学習課	継続
④性の多様性に関する理解を促進するための啓発を行う。	人権・男女共同参画課 関係課	継続
⑤男女共同参画の視点に配慮した生涯学習、社会教育活動による啓発を行う。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 関係課	継続

基本目標Ⅰ　計画の指標

指標名	現状		目標		所轄課	備考
	年度	値	年度	値		
社会全体において男女平等と感じる人の割合	R6	14.8%	R12	23.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等と感じる人の割合	R6	13.6%	R12	19.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
学校教育の場において男女平等と感じる人の割合	R6	52.3%	R12	61.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
固定的性別役割分担意識に賛成の人の割合	R6	23.2%	R12	20.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
男女共同参画社会の言葉の認知度	R6	60.0%	R12	65.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
性的少数者が生きづらい社会と感じる人の割合	R6	51.3%	R12	41.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査

基本目標Ⅱ

誰もが希望や能力に応じて活躍できる社会の実現

～社会における女性の活躍の推進～

重点項目1　施策・方針決定過程における男女共同参画の推進
（第３次下関市女性活躍推進計画）

(1)市の施策・方針決定過程における男女共同参画の推進

市の施策は、市民一人ひとりの生活に影響を及ぼすことから、その施策・方針決定過程に男女が対等に参画し、多様な視点や意思を反映することが重要であることを踏まえ、今後も市の審議会●や市政運営に関する各種の会議等へ女性の参画を進めるとともに、その状況を調査し公表します。

また、様々な分野における女性の積極的な活用を図るため、女性人材に関する情報の管理を行い、「下関市女性人材登録制度」の周知及び活用に努めます。

具体的取組	所管課	実施区分
①市の審議会等における女性委員の登用率の向上と女性委員のいない審議会等の解消に努める。	関係課	継続
②女性委員の登用状況を調査し、公表する。	人権・男女共同参画課	継続
③市の女性人材登録制度の整備を進める。	人権・男女共同参画課	継続
④市の女性人材登録制度のより一層の周知を図り、活用を進める。	人権・男女共同参画課 関係課	継続

(2)事業者や各種団体等の方針決定過程における女性の参画推進

事業者や各種団体等の方針決定過程に男女が共に参画し、地域・職場の活性化へつながるよう、好事例の情報提供等を通じて女性の参画を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①出前講座等の活用により、事業者や各種団体等を対象とした男女共同参画に関する啓発を行う。	人権・ 男女共同参画課	継続
②事業者に対し、ポジティブ・アクションについての啓発資料や関連情報の提供・要請活動を行う。	人権・男女共同参画課 産業立地・就業支援課	継続

重点項目2　働く場における女性の活躍の推進
（第３次下関市女性活躍推進計画）

(1)女性のチャレンジ支援の充実

女性が能力や個性を十分に発揮し、自らが希望する働き方や生き方を実現できるよう、就業、企業、地域活動等、社会のあらゆる分野への参画を支援します。

また、働くことを希望する女性が、それぞれのライフステージや状況に応じて活躍できるよう、必要な知識や能力を身に付けるための研修や相談等、支援の充実を図ります。

さらに、関係機関と連携しながら就業支援や起業支援を行い、女性が希望を実現し、いきいきと活躍できる環境づくりを推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①女性の就業能力向上のための講座を開催する。	人権・男女共同参画課 産業立地･就業支援課	継続
②働くことを希望する女性へ就業支援を行う。	産業立地･就業支援課	継続
③商工会議所･商工会との連携による、空き物件活用ビジネス支援事業を行う。	産業振興課	継続
④市が「女性活躍推進法」に基づき、事業主として策定した行動計画に沿って、女性の市職員の活躍推進を図る。	職員課	継続

●審議会
国、地方自治体が特定の政策立案や事業運営の意思決定にあたって、学識経験者や住民の意見を反映させるため、法律又は条令に基づいて設置する附属機関。

(2)職場における雇用や待遇に関する啓発の推進

働く場において、性別を理由とする採用、配置、昇格等における差別的な取扱い、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱い、各種ハラスメントのない職場づくりに向け、国、県、関係機関等と連携を図りながら啓発を行います。

また、雇用における男女の均等な機会や待遇確保に関する法、制度について周知を図るとともに、男女共同参画推進事業者等に情報を提供します。

女性活躍推進法に基づき、女性の登用、能力発揮、働きやすい職場環境づくりの推進に積極的に取り組む市内事業所等の情報を収集し紹介します。

具体的取組	所管課	実施区分
①事業者等に対し、必要に応じた関係法・制度の周知に努める。	関係課	継続
②事業者等へ啓発資料の配布及び情報提供を行う。	人権・男女共同参画課 関係課	継続
③商工会議所、商工会等の各団体を通じた啓発を行う。	人権・男女共同参画課	継続

(3)農林水産業等における男女共同参画の推進

農林水産業等の場において、女性が対等なパートナーとしてその能力を十分に発揮し、経営等に参画できるよう、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。

また、家族経営協定●の普及や、女性人材の積極的な登用・育成等を行い、女性の経営上の位置付けの明確化及び産地や地域農業の方針決定の場への参画を促進し、その活躍が適正に評価される環境づくりを推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①下関地域農山漁村女性のつどい(下関農山漁村女性連携会議主催)の開催を支援する。	農業振興課 水産振興課	継続
②農林水産業等に従事する女性の経営や方針決定の場への参画及び生産意欲の向上を図る。	農業振興課 水産振興課	継続
③農林水産物加工等の分野において、起業や法人化を目指すグループへの支援を行う。	農業振興課 水産振興課	継続

●家族経営協定
農林水産業経営に参画する個人の役割や働き方等のルールを明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくり等について、家族みんなの話し合いにより文書にして取り決めるもの。

(4)女性活躍推進に取り組む企業への支援

女性が能力を十分に発揮し、働き続けることができる職場環境づくりを推進するため、女性活躍推進に積極的に取り組む企業への支援を行います。

また、「働き方・職場改革等促進事業」において、企業における意識啓発や実情に応じた個別支援に加えて、地域を牽引する意欲のある地元企業・団体及び下関市でコンソーシアム●を組織します。コンソーシアムでは、相互研鑽により他の事業者の模範となる好事例を創出するとともに、地域内に広く情報展開することで、女性が働きやすい職場環境の整備を促進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①公共調達●のうち総合評価方式の評価項目に「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証を加える。	契約課	継続
②職場環境の改善につながる取組みを後押しするための意識啓発セミナーを開催する。	人権・男女共同参画課	新規
③女性及び若者が働きやすい職場環境づくりを図るため、企業の取組に対して個別支援を実施する。	産業立地・就業支援課	新規
④女性及び若者が働きやすい職員環境づくりに積極的な企業の情報や取組事例を発信する。	産業立地・就業支援課	新規
⑤コンソーシアム参画企業を対象とした勉強会を開催する。	産業立地・就業支援課	新規
⑥コンソーシアム参画企業における既存取組の研鑽、新規取組の創出支援を行う。	産業立地・就業支援課	新規
⑦コンソーシアム及び参画企業の取組について情報発信を行う。	産業立地・就業支援課	新規

●コンソーシアム
共通の目的を達成するために、企業、団体、大学、行政などの複数の主体が対等な立場で結成する「共同事業体」や「連合体」のこと。
●公共調達
国や地方自治体などの行政機関や公的部門が、道路や学校などの公共事業を実施したり、業務に必要な物品・サービスを購入したりするために、民間企業と契約を結ぶ一連のプロセスのこと。

重点項目3　仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
（第３次下関市女性活躍推進計画）

(1)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進

誰もが仕事と家事・育児・介護等の家庭生活をバランスよく両立し、充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を推進します。

長時間労働の是正や業務の効率化、育児休業や介護休業等の取得促進、多様で柔軟な働き方の推進等、仕事と生活の両立を支える職場環境づくりを促進し、誰もがライフステージに応じて能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

具体的取組	所管課	実施区分
①国・県等と連携を図り、関係法、各種支援制度について、情報を提供する。	人権・男女共同参画課 関係課	継続
②ワーク・ライフ・バランスを推進する市内事業者を紹介する。	人権・男女共同参画課	継続
③在宅勤務等、新しい働き方に対しての啓発を行う。	人権・男女共同参画課	継続
④市職員への育児・介護休業制度、両立支援のための取組を推進する。	職員課	継続

(2)子育て支援・介護支援の充実

誰もが子育てや介護等の家庭生活と仕事を両立しながら、安心して働き、暮らすことができるよう、ニーズに応じた幼稚園、保育所、認定こども園●、放課後児童クラブの充実を図るとともに、延長保育、病児保育、幼稚園の一時預かり等の多様な保育サービスを提供し、子育てを支援します。

また、地域密着型サービス●や居宅介護サービス等の介護サービスの充実を図るとともに、地域包括ケアシステム●の推進により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進めます。

具体的取組	所管課	実施区分
①多様な保育サービスを提供し、子育てを支援する。		
・幼稚園、保育所、認定こども園の充実	幼児保育課	継続
・延長保育、病児保育、幼稚園の一時預かり等、多様な保育サービスの充実	子育て政策課 幼児保育課	継続
・放課後児童クラブの充実	子育て政策課	継続
・子育てに関する情報提供と相談体制の充実	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 健康推進課	継続
②地域包括支援センター●を中心とした介護に関する総合的な支援を行う。	長寿支援課	継続
③介護サービスの提供を図る。		
・地域密着型サービスの充実	介護保険課	継続
・居宅介護サービスの充実	介護保険課	継続
・地域包括ケアシステムの充実	長寿支援課	継続

●認定こども園
保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に行う施設。
●地域密着型サービス
高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性に応じて柔軟に提供されるサービス。
●地域包括ケアシステム
高齢者が、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、日常生活の場において、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが、一体的に提供される仕組み。
●地域包括支援センター
地域住民の保健・医療・福祉の向上及び虐待防止、介護予防等を総合的に行う機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が配置される。高齢者本人や家族等からの相談に対応し、必要な支援が包括的・継続的に提供されるように調整する。

重点項目4　男性の意識と職場環境の改革
（第３次下関市女性活躍推進計画）

(1)経営者や管理職の意識改革の推進

社会全体の働き方や固定的な性別役割分担意識を改革するためには、経営者や管理職がその重要性を理解し、率先して職場環境の改善に取り組むことが重要です。

育児や介護と仕事の両立を支援する制度の活用促進や、男性の育児休業取得を後押しする職場風土の醸成、多様な人材が能力を発揮できる組織づくりに向けた意識啓発を推進します。

また、女性活躍推進や働き方改革に積極的に取り組む企業の事例を共有し、企業の主体的な取組を促進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①市内企業・事業所等の経営者や管理職に女性活躍支援リーダーとしての宣言を呼びかけ、「女性活躍支援リーダー宣言●書」を公表する。	人権・男女共同参画課 関係課	継続
②市内企業・事業所等と市による女性活躍支援リーダーのネットワークを設立する。	人権・男女共同参画課 関係課	継続
③事業者等に対し、必要に応じた関係法・制度の周知に努める。	関係課	継続
④事業者等へ啓発資料の配布及び情報提供を行う。	人権・男女共同参画課 関係課	継続

(2)男性の意識改革の推進

男女共同参画社会の実現や女性の活躍推進を図るためには、男性の家事、育児、介護等の家庭生活への参画が不可欠であることから、家事、育児、介護等の家庭生活を積極的に行う取組事例の紹介や好事例の普及等により、男性の意識改革を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①女性活躍支援リーダーのネットワークが提示した取組事例を広報する。	人権・男女共同参画課	継続
②事業者等に対し、必要に応じた関係法・制度の周知に努める。	関係課	継続
③事業者等へ啓発資料の配布及び情報提供を行う。	人権・男女共同参画課 関係課	継続

●女性活躍支援リーダー宣言
経営者や管理職が女性活躍支援リーダーとして働き方改革等に積極的に取り組むことを自ら宣言をするもの。

基本目標Ⅱ　計画の指標

指標名	現状		目標		所轄課	備考
	年度	値	年度	値		
政治・経済の場において男女平等と感じる人の割合	R6	11.5%	R12	20. 0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
法律や制度の面において男女平等と感じる人の割合	R6	30.2%	R12	37.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
就職の機会や職場の中において男女平等と感じる人の割合	R6	22.8%	R12	25.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
市の審議会等における女性委員登用率	R8	35.1%	R13	40.0%	人権・男女共同参画課	進捗状況調査
女性委員のいない審議会等の比率	R8	7.5%	R13	0%	人権・男女共同参画課	進捗状況調査
市職員における女性管理職（一般行政職）の割合	R6	13.5%	R11	18.0%	職員課	進捗状況調査
女性人材登録制度の登録者	R8	87 人	R13	105人	人権・男女共同参画課	進捗状況調査
女性人材登録者の審議会委員就任人数（のべ）	R8	24 人	R13	29 人	人権・男女共同参画課	進捗状況調査
多様な保育の実施箇所数						
延長保育	R7	62 箇所	R11	61 箇所	幼児保育課	“For Kids” プラン 2025
病児保育（病児・病後児対応型）	R7	8 箇所	R11	9箇所	子育て政策課	“For Kids” プラン 2025
認可保育所の待機児童数	R7	0 人	R11	0 人	幼児保育課	“For Kids” プラン 2025
放課後児童クラブ利用実人数	R7	2,511 人	R11	3,175 人	子育て政策課	“For Kids” プラン 2025
仕事と家庭生活、地域・個人の生活のバランスがとれていると感じる人の割合	R6	50.4%	R12	54.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査

※進捗状況調査：下関市男女共同参画基本計画進捗状況調査

基本目標Ⅲ

誰もが健康で豊かな暮らしを送れる社会の実現

～家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進～

重点項目1　家庭、地域における男女共同参画の推進

(1)家庭生活における男女共同参画の推進

男女が互いに協力しながら家事、育児、介護等の家庭生活における責任を共に担う意識を高め、誰もが家庭生活に参画できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行うとともに、家庭における男女共同参画の理解促進を図ります。

さらに、家庭生活における自立を促し、家事、育児、介護等への参画を推進するため、実践的な知識や技能を学ぶ機会の充実を図ります。

具体的取組	所管課	実施区分
①学校の家庭科の授業において、生活の自立に必要な基礎的知識と技能の習得、家庭の機能についての理解を促進する。	教育研修課	継続
②男女が協力して家事・育児・介護への参画を進める講座を開催する。	人権・男女共同参画課 健康推進課 関係課	継続

(2)地域活動における男女共同参画の推進

地域に根ざして活動しているNPOやボランティア団体等の市民活動団体に対し、その活動を支援し、地域の活性化を図ります。

また、子育て支援や高齢者への支援、防災・防犯活動、環境活動等の様々な地域活動において、男女共同参画の視点が活かせるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行うとともに、性別にかかわらず誰もが参画しやすい環境づくりを推進します。

さらに、「住民自治によるまちづくり」において、高齢者や子育て世代への支援、防災・防犯活動、環境活動等、様々な地域課題の解決にむけて、男女が共に参画し、多様な視点や意見が活かされる組織づくりと活躍しやすい環境づくりを推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①NPOやボランティア活動等を行う市民活動団体への支援を行う。		
・市民活動支援補助金の交付	まちづくり政策課	継続
・市民活動団体とその活動内容の紹介		
・市民活動推進のための講座の開催		
・ボランティア等募集の情報提供		
・市民活動保険加入による活動支援		
②男女共同参画推進団体等が行う啓発活動への事業支援を行う。	人権・男女共同参画課	継続
③地域の子育て支援団体等への活動を支援する。	子育て政策課 健康推進課	継続
④自治会等地域団体への意識啓発を図る。	人権・男女共同参画課	継続
⑤まちづくり協議会●の運営へ女性の参画を促す。	まちづくり政策課	継続
⑥まちづくり協議会と男女共同参画推進団体が連携し、各地域の課題に応じたまちづくりを進める。	まちづくり政策課	継続

●まちづくり協議会
下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例に基づき、地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員となり、自主的に形成する組織で、市長の認定を受けたものをいう。

(3)男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害時には、性別や年代により異なる支援や配慮が必要となることから、防災・復興のあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れることが重要です。

そのため、防災に関する意思決定の場への女性の参画を促進するとともに、多様な視点やニーズを踏まえた防災対策や避難所運営の推進に向けた啓発を行います。

また、男女共同参画の視点から、事前の備え、災害時における避難所の運営、相談体制等について理解を深める場を設けるとともに、研修や訓練への参加機会の充実を図り、地域の防災活動を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①防災に関する会議等において、女性の意見を導入する。	防災危機管理課	継続
②地域防災活動(防災訓練、計画作成)へ女性の参画を促す。	防災危機管理課 消防局警防課 消防局予防課	継続

重点項目2　健康に生活するための支援の充実

(1)男女がお互いの心身を理解し尊重する取組の推進

男女がお互いの心身の特性や健康課題について理解を深め、尊重し合うことができるよう、性や健康に関する情報の提供を行うとともに、心身の健康に関する意識啓発を推進します。

また、ライフステージに応じて直面する健康上の課題や男女の性差による健康課題に適切に対応できるよう、健康診査や健康相談の充実を図ります。

さらに、年齢を重ねても心身共に健康で安心して暮らすことができるよう、生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①各学校において「性の多様性に関する教育」を位置づけ、充実を図る。	教育研修課	継続
②性感染症、HIV／エイズ●等に関する正しい知識の普及啓発を行う。	保健医療政策課	継続
③健康診査等を実施する。		
・特定健康診査の実施	保険年金課	継続
・がん検診等の実施	健康推進課	継続
④健康相談の充実を図る。	健康推進課	継続

●HIV／エイズ
HIV とは、ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の頭文字を取ったもので、ウイルスの名前。エイズ（AIDS）とは、後天性免疫不全症候群（Acquired Immunoficiency Syndrome）の略称で、HIV に感染した人が、免疫能の低下による23の合併症のいずれかを発症した状態をいう。HIV は AIDS の原因となるウイルスの名前で、エイズは HIV によって引き起こされる病気の総称。

(2)妊娠・出産等に関する健康支援の充実

妊娠・出産期は、女性にとって大きな節目であることから、地域において、子どもを安心して産み育てることができるよう、各種相談、各種学級、家庭訪問等により、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援を行います。

また、男女が妊娠・出産や性に関する正しい知識を持ち、互いの意思を尊重しながら健康な生活を送ることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ●の視点を踏まえた啓発や情報提供を推進します。

さらに、将来の妊娠や出産を見据え、若い世代から自らの健康について理解を深め、適切な健康管理を行うことができるよう、プレコンセプションケア●の視点を踏まえた健康づくりを推進します。

加えて、不妊に悩む人に対する専門相談の実施や、経済的負担の軽減を図るための治療費助成の支援を実施します。

具体的取組	所管課	実施区分
①妊産婦と乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査を行う。	健康推進課	継続
②乳児家庭を全戸訪問し、育児に関する助言や各種情報提供を行う。	健康推進課	継続
③出産前から育児までの各種教室・学級、相談を実施する。	健康推進課	継続
④子育てに関する情報提供と相談体制の充実を図る。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 健康推進課	継続
⑤不妊に悩む男女への支援を行う。		
・不妊専門相談の実施	健康推進課	継続
・不妊治療費助成事業の実施		

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)
性や子どもを産むこと・産まないことに関して、自分の意思で決定し、心身共に健康な状態でそれを守るための基本的人権。
●プレコンセプションケア
性別を問わず若い世代が性や健康に関する正しい知識を持ち、将来の妊娠・出産を含めたライフデザイン(人生設計)や自身の健康を考えて日々の健康管理を行う取組。

(3)多様なライフスタイルに対応した男女の自立支援の推進

貧困、高齢、障害等をはじめとする様々な要因により困難を抱える市民が、それぞれの状況に応じた支援を受けながら安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実と自立のための支援を行います。

また、次代を担う子どもや若者が社会生活を円滑に営み、自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。

具体的取組	所管課	実施区分
①生活困窮者への相談体制の充実と自立のための支援を行う。	福祉政策課 生活支援課	継続
②ひとり親家庭への相談体制の充実と自立のための支援を行う。	こども家庭支援課	継続
③子ども虐待防止のための啓発及び虐待の早期発見と適切な支援を行う。	こども家庭支援課 学校教育課 関係課	継続
④貧困状況にある子どもへの支援を行う。	福祉政策課 子育て政策課 学校教育課 関係課	継続
⑤悩みを抱える青少年のための相談窓口を設置する。	生涯学習課	継続
⑥高齢者への相談体制の充実と支援を行う。	長寿支援課 介護保険課 健康推進課 関係課	継続
⑦障害者への相談体制の充実と自立のための支援を行う。	障害者支援課 健康推進課 関係課	継続
⑧こころの健康に関する悩みの相談窓口を設置する。	健康推進課	継続

基本目標Ⅲ　計画の指標

指標名	現状		目標		所轄課	備考
	年度	値	年度	値		
家庭において男女平等と感じる人の割合	R6	34.1%	R12	42.0%	人権･男女共同参画課	市民意識調査
地域活動の場において男女平等と感じる人の割合	R6	36.2%	R12	43.0%	人権･男女共同参画課	市民意識調査
がん検診の受診率						
子宮がん	R5	28.8%	R17	40.0%	健康推進課	ふくふく健康21(第三次)
乳がん	R5	23.1%	R17	40.0%	健康推進課	ふくふく健康21(第三次)

基本目標Ⅳ

誰もが安心して暮らせる社会の実現

～あらゆる暴力の根絶と困難を抱える女性等への支援～

重点項目1　男女間の暴力防止に関する意識啓発の推進
（第４次下関市DV対策基本計画）

(1)DV防止に向けた啓発の充実

配偶者やパートナー等からの暴力、特に女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。身近な人からの被害は潜在化・深刻化しやすく、DVの根絶は、男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題となっています。

すべての市民がDVについて理解し、その行為がいかなる場合でも許されないことを認識できるよう、人権尊重の意識を育むために効果的な啓発活動を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①講座、講演会を開催する。	人権・男女共同参画課	継続
②啓発資料の配布、ホームページ等の活用により、広報活動を行う。	人権・男女共同参画課	継続
③男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせた、集中的な啓発活動を行う。	人権・男女共同参画課 関係課	継続

(2)セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントは、個人の尊厳や人権を侵害する行為であり、男女がお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

ハラスメントに対する正しい理解の促進と被害の未然防止を図るため、市民や事業者、教育・福祉等の関係者に対する啓発・教育活動を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①セクシュアル・ハラスメント等の防止について、出前講座やパンフレット等による啓発を行う。	人権・男女共同参画課	継続
②市職員への啓発や相談窓口の設置を図る。	職員課	継続

(3)その他の男女間における暴力防止対策の推進

ストーカー行為や性犯罪、性的搾取等の男女間における暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、被害者の安全と安心を脅かす行為です。さらに、重大事件に発展するおそれがあることから、被害の未然防止に向けた啓発活動を進めるとともに、安全確保の観点から、自治会等が行う防犯活動への支援を行います。

また、SNS等のインターネットを利用した誹謗中傷やストーカー行為、リベンジポルノ等の性的画像被害等、暴力や人権侵害の態様が多様化していることから、とりわけ若い世代が被害者にも加害者にもならないように、情報モラルや人権意識の向上を図る教育・啓発を推進します。

さらに、保護者や地域社会に対しても、インターネット上の人権侵害や性暴力に関する理解の促進を図り、暴力を許さない社会づくりを推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①性犯罪、売買春、ストーカー行為等、性別に起因する暴力防止の啓発を行う。	人権・男女共同参画課	継続
②教育現場、職場、地域における研修や講座を開催する。	人権・男女共同参画課 教育研修課 関係課	継続
③中学生・高校生・大学生等の若年層に対し、デートDV等男女間の暴力を防止するための啓発を行う。	人権・男女共同参画課 学校教育課 関係課	継続
④自治会等が行う防犯活動に対して支援を行う。	生活安全課	継続

重点項目2　相談体制の充実及び被害者の保護
（第４次下関市DV対策基本計画）

(1)相談窓口の周知の強化

被害者の潜在化を防止し、必要な支援につながるよう、市 DV 相談窓口や山口県男女共同参画相談センター、警察署等の相談窓口の情報について、啓発資料の作成・配布、広報誌への掲載、ホームページやSNS等の多様な広報媒体の活用により、情報提供の充実を図ります。

具体的取組	所管課	実施区分
①市民や地域の関係者等へ相談窓口に関する情報を提供する。	人権・男女共同参画課 福祉政策課	継続

(2)相談体制の充実

男女間の暴力の早期発見と、被害者への必要かつ迅速な支援につながるよう、被害者の立場に立った利用しやすい相談体制の充実を図ります。

また、被害者の支援にあたっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じ、きめ細やかな対応が求められることから、相談員の資質の向上と専門性の確保を図り、支援体制を整えます。

具体的取組	所管課	実施区分
①相談・カウンセリングを実施する。	福祉政策課 長寿支援課 障害者支援課 健康推進課 学校教育課 生涯学習課	継続
②相談員や関係職員の資質向上を図り、支援体制を整える。	福祉政策課 長寿支援課 障害者支援課 健康推進課 学校教育課 生涯学習課	継続
③関係課、関係団体との連携を強化する。	福祉政策課 関係課	継続

(3)被害者の安全確保

DV被害者とその家族の安全を最優先に、緊急性が高い場合や保護を必要とする場合は、山口県男女共同参画相談センターや警察署等の関係機関と密接な連携を図り、一時保護をはじめとした適切な支援を行います。

また、被害者の状況に応じて、加害者が被害者に近づくことを法的に禁止する、保護命令申立てのための相談や支援を行うとともに、安全な生活への移行に向けた支援を行います。

具体的取組	所管課	実施区分
①適切な一時保護や同行支援を実施する。	福祉政策課 関係課	継続
②状況に応じて、安否確認を行う。	福祉政策課 関係課	継続
③夜間・休日における相談窓口である警察、県男女共同参画相談センター等との連携強化を図る。	福祉政策課 関係課	継続
④保護命令申立てに必要な書類の作成支援を行う。	福祉政策課	継続

(4)被害者等にかかる情報管理の徹底

DV被害者に関する情報がDV加害者に伝わると、被害者が危険な状態になる可能性が高いことから、被害者の意思を尊重しながら、支援に関わる機関や庁内課所が連携を図り、相談内容の秘密保持と個人情報の管理を徹底します。

具体的取組	所管課	実施区分
①各種手続きにおける情報管理を徹底する。	福祉政策課 関係課	継続
②保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等における被害者情報の適正な管理、運用を徹底する。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 学校教育課	継続
③住民基本台帳法及び関係法令、国の基本方針に基づいた住民基本台帳事務処理を徹底する。	市民サービス課	継続

重点項目3　被害者の自立支援
（第４次下関市DV対策基本計画）

(1)被害者の自立に向けた各種情報の提供

DV被害者が安心して自立した生活を送ることができるよう、必要な各種制度や支援内容について、関係課所や関係機関等の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を一元的に提供できるよう支援します。

具体的取組	所管課	実施区分
①関連制度、手続き、各種支援に関する一元的な情報を提供する。	人権･男女共同参画課 福祉政策課	継続

(2)被害者の自立に向けた各種生活支援

DV被害者が自立した生活を送ることができるよう、山口県、関係機関、庁内関係課所等と連携し、住宅の確保、就業支援、経済的支援、福祉サービスの提供等、被害者の状況に応じた各種支援の充実を図ります。

また、DVは、被害者本人のみならず、その子どもにも深刻な影響を及ぼすことから、保育所、学校、児童相談所等の関係機関と連携し、子どもの安全確保や心身のケア、就学･通学に関する支援を行います。

さらに被害者は、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるため、保健師や精神保健福祉相談員、関係機関等が連携して、心身の回復、精神的自立に向けた継続的な支援を行います。

具体的取組	所管課	実施区分
①就業支援、就学援助、生活支援措置等経済的自立に向けた支援を行う。	福祉政策課 生活支援課 こども家庭支援課 学校教育課 関係課	継続
②市営住宅等居住場所の確保に向けた支援を行う。	福祉政策課 住宅政策課	継続
③保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子供教室、学校、関係機関等が連携し、子どもに対する支援を行う。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 学校教育課 生涯学習課 関係課	継続
④保健師、精神保健福祉相談員、医療機関、地域や学校が連携し、被害者等の心身の回復、精神的自立に向けた支援を行う。	こども家庭支援課 健康推進課 関係課	継続

重点項目4　DV対策推進体制の整備
（第４次下関市DV対策基本計画）

(1)関係部署、関係機関等との連携強化

DV被害者の保護や自立支援等に迅速かつ適切に対応できるよう、また、多様化・複雑化する課題に対応するため、庁内の関係課所と連携を図るとともに、山口県男女共同参画相談センター、警察署、社会福祉協議会、医療機関等と情報共有し、連携強化を図り、被害者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。

具体的取組	所管課	実施区分
①関係課所、関係機関等との連携強化を図る。	人権・男女共同参画課 福祉政策課	継続

(2)民間支援団体との連携強化

DV被害者に対する支援を充実させるため、民間支援団体との連携強化を図り、それぞれの専門性を活かした協働による取組を推進するとともに、その活動を支援します。

具体的取組	所管課	実施区分
①民間支援団体等への情報提供と連携・協働を図る。	人権・男女共同参画課 福祉政策課	継続

重点項目5　困難な問題を抱える女性等への支援の充実
（下関市困難な問題を抱える女性支援基本計画）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）とは

女性は、性別に起因する社会的な背景により、性被害や予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの困難に直面しやすく、複数の課題が重なり合う場合もあります。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）は、女性の人権を尊重し、困難な問題を抱える女性への支援を推進することで、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目指す法律です。

「下関市困難な問題を抱える女性支援基本計画」は、女性支援新法の基本理念を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

支援の対象

困難な問題を抱える女性

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）

基本理念

①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること

②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること

③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

(1)困難な問題を抱える女性等に対する支援に関する周知、啓発

困難な問題を抱える女性等が安心して自立した生活を送ることができるよう、支援の必要性や制度への理解を深めるための啓発を推進します。

また、貧困、DV、性暴力、家庭の問題、孤独等、様々な問題を抱える女性等が社会的に孤立し、支援が届かない状況におかれることがないよう、相談窓口や支援制度に関する情報を提供します。

さらに、性の多様性をはじめ、多様な背景や生きづらさを抱える人について市民の理解を深めるための啓発等に取り組みます。

具体的取組	所管課	実施区分
①支援に関する情報の周知、啓発等を図る。	人権・男女共同参画課 福祉政策課	新規

(2)相談体制の整備

本市では、DV や福祉、子育て、生活困窮等、それぞれの相談窓口において、様々な相談に対応しています。

困難な問題を抱える女性等が安心して相談できるよう、相談しやすい環境の整備を進めるとともに、相談者の意思を尊重した支援を行います。また、複雑化・多様化する問題へ対応するため、相談員や関連職員の専門性の向上を図り、支援体制の充実に努めます。

具体的取組	所管課	実施区分
①相談・カウンセリングを実施する。	福祉政策課 長寿支援課 障害者支援課 健康推進課 学校教育課 生涯学習課	新規
②相談員や関係職員の専門性向上を図り、支援体制を整える。	福祉政策課 長寿支援課 障害者支援課 健康推進課 学校教育課 生涯学習課	新規

(3)関係機関・民間支援団体との連携・協働

困難な問題を抱える女性等の意思が尊重され、それぞれの実情に応じたきめ細やかな支援を受けられるよう、庁内の関係課所と連携を強化します。

また、山口県男女共同参画相談センター、警察署、社会福祉協議会等の関係機関及び民間支援団体と情報共有や連携を強化し、支援が途切れることのない包括的かつ継続的な支援体制の充実に努めます。

具体的取組	所管課	実施区分
①関係課所、関係機関等との連携強化を図る。	人権・男女共同参画課 福祉政策課 生活安全課	新規

基本目標Ⅳ　計画の指標

指標名	現状		目標		所轄課	備考
	基準年度	基準値	目標年度	目標値		
どんなときでも暴力にあたる行為だと思う人の割合						
平手で打つ	R6	71.2%	R12	73.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
足でける	R6	77.6%	R12	84.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
身体を傷つける可能性のあるものでなぐる	R6	83.8%	R12	92.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
なぐるふりをして脅す	R6	57.3%	R12	60.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
刃物などを突きつけて脅す	R6	82.6%	R12	90.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
嫌がっているのに性的な行為を強要する	R6	72.3%	R12	83.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
何を言っても長時間無視し続ける	R6	47.6%	R12	54.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
相手の交友関係や(携帯)電話・メールを細かく監視する	R6	49.5%	R12	54.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
仕事に就くことや外出を制限する	R6	52.3%	R12	55.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性なし」という	R6	65.6%	R12	69.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
大声で怒鳴る(ののしる)	R6	66.1%	R12	69.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査
男女間の暴力について相談できる窓口を知らない人の割合	R6	31.9%	R12	25.0%	人権・男女共同参画課	市民意識調査

第6章　計画の推進にあたって

1　推進体制の充実

男女共同参画社会の実現を目指すため、市長を本部長とし、副市長を副本部長、部局長等を本部員とする「下関市男女共同参画推進本部」を設置し、計画の総合調整及び庁内の横断的な連携強化をこれまでと同様に図りながら、効果的な取組を推進します。

2　関係機関、市民、関係団体等との連携、協働

(1)国・県・関係機関等との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・関係機関との連携を強化し、広域的な視点に立った計画の推進に努めます。

(2)市民、関係団体、事業者との協働による取組の推進

男女共同参画社会の実現のためには、行政だけでなく、市民や団体、事業者等との協働による取組を推進するとともに、活動に取り組むための環境を整備します。

3　計画の進捗状況管理・評価

「下関市男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課において施策の進捗管理を行うとともに、学識経験者、関係団体、市民等の参画による「下関市男女共同参画協議会」を設置し、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価及びその後の取組の検討を行い、必要がある場合には計画の見直しを行います。